【家庭福祉課 · 母子家庭等自立支援室関係】

1. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて(総務課説明資料3(1)①及び関連資料8参照)

2. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った 支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい 支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要である。

このため、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学 習支援などの総合的な支援を充実することとしている。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事 を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

- ・ 自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣 の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり
- 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- 子供の学習支援の充実
- ・ 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金 の支給期間を2年から3年に拡大
- ・ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- 「子供の未来応援国民運動」の推進

等を盛り込んでいる。(総務課関連資料8及び家庭福祉課関連資料1参照)

(2) 児童扶養手当について

① 平成28年度の本体額について

平成28年度の本体額は、平成27年の消費者物価指数が対前年比0.8%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、0.8%の引き上げを予定しているので、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

·本体月額(+0.8%)※政令改正予定

(平成27年度) (平成28年度)

全部支給 42,000円 → 42,330円(+330円)

一部支給 41, 990円 \rightarrow 42, 320円 (+330円

 ~ 9 , 910円 ~ 9 , 990円 $\sim +80$ 円)

※ 平成28年度の本体額の一部支給額を算出するための係数は、 0.0186879

② 平成28年度の多子加算額について (関連資料2参照)

昨年12月に取りまとめた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」において、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額を、平成28年8月分より、増額部分については、本体額と同様、収入に応じた逓減措置を行いつつ、最大でこれまでの倍増とする充実策が盛り込まれた。そのために必要な児童扶養手当法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出したところ。(平成29年4月からは物価スライドを導入)

なお、改正法案が成立した場合に必要なシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であり、法案成立の最初の支給 (平成28年12月予定)に向けて、適切な事務処理をお願いしたい。

• 第2子加算月額

(平成27年度) (平成28年8月から)

全部支給 5,000円 → 10,000円(+5,000円)

一部支給 5,000円 → 9,990円 (+4,990円

 ~ 5 , 000円 $\sim +0$ 円)

※ 平成28年8月からの第2子加算額の一部支給額を算出する ための係数は、0.0028844

•第3子以降加算月額

(平成27年度) (平成28年8月から)

全部支給 3,000円 \rightarrow 6,000円 (+3,000円)

一部支給 3,000円 → 5,990円(+2,990円

 ~ 3 , 000円 $\sim +0$ 円)

※ 平成28年8月からの第3子以降加算額の一部支給額を算出するための係数は、0.0017283

注)今回の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を

記載する欄を設ける省令改正を行う予定であるが、支給認定に当たっての留意点などについて課長通知を発出予定なので、適切な事務処理をお願いしたい(なお、養育費の取り決めの有無自体は支給要件ではなく、養育費の取り決めをしないと児童扶養手当を受給できないということではない)。

③ 不正受給防止について

不正受給の防止のため、現在も、現況届の確認については、受給者の傷病等やむを得ない事由に該当する場合を除き、対面での確認をお願いしているところであるが、これを徹底するための課長通知を発出予定である。現況届の確認に当たっては引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

また、現状においても、支給機関である自治体に対して、新規認定 及び疑いのある事案においては、現地調査を実施するよう指導してい るが、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の 徹底を図るための課長通知を発出予定であるので、引き続き適切な事 務処理をお願いしたい。

④ 自立のための活動促進について

自立のための活動を促進する観点から、児童扶養手当の受給期間が 5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職 活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認 の対象に、求職活動の回数(直近1ヶ月に2回以上)を加えることを 検討中であり、検討結果を踏まえ課長通知を発出予定である。自立の ための活動についての確認においては、引き続き適切な事務処理をお 願いしたい。

⑤ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

⑥ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力と御協

力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いする。

- ア 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図る とともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申 請を拒まず受け付けること。
- イ 支給要件に関しては、必要に応じて実態調査を行うなど事実関係をよく確認して認定、却下、資格喪失処分等を行うこと。
- ウ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付(老齢福祉年金を除く。) を受けることができる場合には、児童扶養手当の全部又は一部を 支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否及び その金額等について、適宜、年金事務所等に照会すること。
- エ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事 実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに 関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライ バシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入ら ないよう配慮すること。
- オ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- カ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり 親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内な どの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行わ れたい。また、養育費についての相談があった場合や相談したい 意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就 業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関 するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 貸付利率の改正について

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、子供の進学等に要する資金を除く資金について、保証人を立てない場合の金利は年利1.5%となっている(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項)。

この利率については、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から年利1.0%に引き下げる予定である。

なお、改正後の利率は、平成28年4月1日以後の貸付申請分から適 用する予定である。

② 貸付限度額の見直しについて

ア 修学資金の貸付限度額の見直しについて

修学資金の貸付限度額については、一般分貸付限度額と特別分貸付限度額を設けているところであるが、資金を必要とするひとり親家庭が資金を借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から、一般分貸付限度額を廃止し、貸付限度額を一本化する予定である。各自治体においては、修学資金の貸付の実施に当たっては、適切な対応をお願いしたい。

イ 就職支度資金の貸付限度額の見直しについて

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において、就職支度資金については、通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合の貸付限度額が32万円と定められているところであるが、平成27年の消費者物価指数を踏まえ、平成28年4月から、33万円に引き上げることとしている。

③ 制度の運用について (関連資料3参照)

当該貸付金については、特に経済的条件は定められてないが、貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

また、児童を対象とした資金(修学資金等)については、ひとり親家庭の親を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えるか、又は、児童を借主とし、親を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

さらに、平成27年6月27日付事務連絡において、修学資金及び就学 支度資金の貸付については、願書の提出段階から事前の審査を受け付 けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いしているとこ ろであり、事務連絡の内容を踏まえた適切な対応をお願いする。

④ 償還率の改善について(関連資料4及び5参照)

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、昨年度の全国児童福祉主管課長会議資料において、各自治体における償還事務の取組状況を公表したところである。

各自治体においては、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。また、そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前(時)の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっている。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自 治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収 計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施して頂きた い。

(4)相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化について(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業)(総務課関連資料8参照)

ひとり親家庭支援については、子育て・生活支援、就業支援、養育 費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかが ひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されて いない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、 個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援につなげることが十分に なされていない、といった課題がある。

このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる 仕組みを整えるとともに、相談窓口のワンストップ化を図り、個々の 家庭が抱える様々な課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求め られている。

このような状況に対応するため、以下に示す取組により、ひとり親 家庭の相談窓口体制を整備していくこととする。

ア 相談窓口の愛称・ロゴマークの設定について

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを国において設定することとしている。詳細は別資料にてお示しする。

イ 相談窓口のアクセス向上のための仕組みについて

相談窓口へのアクセス向上のために、個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示すリーフレット「ひとり親家庭支援ナビ」を平成28年度から配布するので、各自治体におかれては積極的に活用いただきたい。この他、「子供の未来応援国民運動ホームページ」の支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親やひとり親家庭の子どもがパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索できるので、各自治体においては、支援施策や相談窓口を積極的に登録いただくとともに、支援情報ポータルサイトのひとり親家庭への周知をお願いしたい。

さらに、自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを経由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の実施についても、積極的に実施いただくようお願いする。このため、支援情報ポータルサイトには自治体の相談窓口のメールアドレスを登録いただき、ひとり親が携帯電話等でメール相談をできる仕組みを整えていただきたい。

ウ 相談窓口のワンストップ化の推進について

平成26年度より、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施し、地方自治体の相談窓口に、新たに就業支援に専念する「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などの専門性を高め、ワンストップで子育て・生活から就業までの相談が可能となるよう、相談支援体制の質・量の充実を図り、包括的・総合的な支援体制の構築・強化を図ってきたところである。

就業支援専門員の配置による支援体制やその効果については、 昨年5月に「ひとり親家庭への支援施策に関する事例集」を作成 し、各自治体にお示ししているので、これらを参考に就業支援専 門員による支援の在り方を検討いただき、事業の実施につなげて いただきたい。

平成28年度からは、上記の取組に加え、「集中相談体制」を設けるための取組を行うこととしている。具体的には、児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ハローワーク職員や弁護士、公営住宅担当職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員等による

集中相談体制を整備し、子育てと生計の維持を一人で担っているために、普段は行政機関を訪れる機会の少ないひとり親が、様々な課題をまとめて相談できるようにすることで、支援を必要とするひとり親を適切に行政の支援につなげられるようにするものである。

また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関(子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等)と連携した支援の強化を図っていただくようお願いする。

② 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について (関連資料 6 参照)

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されたところである。

都道府県及び市等におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めて頂くとともに、配置が不十分な都道府県及び市等におかれては適切な配置をお願いする。また、併せて、母子・父子自立支援員の専門性にふさわしい処遇についても検討いただくようお願いする。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「管内自治体・福祉事務所支援事業」により研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

また、ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成27年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図ることとしているので、活用をお願いする。

③ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、開催地については、都道府県の持ち回りにより実施してきたところであるが、平成28年度においては、暫定的に厚生労働本省において開催することとしている。今後、平成29年度以降の開催地等について検討していくこととしているので、都道府県におかれては、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上の重要性に鑑み、全国研修会の開催に御協力お願いしたい。

(5) 就業支援について(関連資料7及び8参照)

① 平成28年度から拡充する事業について

ア 高等職業訓練促進給付金等事業(拡充)

高等職業訓練促進給付金等事業については、経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、就職に有利な資格を取得できるよう、当該資格に係る養成機関において修業する間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものである。

平成28年度からは、支給期間の上限を2年から3年に拡充し、 看護師など養成期間が3年の資格についても、養成期間の全期間 において給付金による生活費の支援を行うこととしている。

また、対象資格については、「2年以上の修業が必要な資格」から「1年以上の修業が必要な資格」とし、調理師や製菓衛生師といった資格も対象とすることとしている。

さらに、通信教育による修業は、養成機関が遠隔地にあるため 通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合としているが、養成 機関に通う者は職を辞して修業を開始する者も多いことから、離 職するリスクを負うことができないひとり親についても、修学す る機会を確保できるよう、働きながら資格取得を目指す場合にも 通信制の利用を可能なものとすることとしている。

なお、これらの適用については、平成28年4月1日以降に養成機関において修業している者を対象とするが、平成28年4月1日時点で養成機関において修業している平成27年度以前に養成機関に入学した者を対象としても差し支えない。

また、平成27年度補正予算において、高等職業訓練促進給付金 の支給を受ける者に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付け るひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る予算を確保 したところである。今後、事業の円滑な実施を図るため、速やかに執行手続きを行うこととなるため、ご協力をお願いする。また、この貸付事業は、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金の実施主体である自治体との連携により、効果的にひとり親家庭への就業支援が実施できるものであるから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、貸付事業の実施主体と協力いただくようお伝えいただくとともに、高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない市町村に対しては事業を実施していただけるようお伝えいただきたい。

イ 自立支援教育訓練給付金(拡充)

自立支援教育訓練給付金については、就業していないひとり親や就業して間もないひとり親といった雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができないひとり親が教育訓練を受講し、就職の促進及び雇用の安定の促進を図るためのものである。

平成28年度からは、支給割合及び支給上限額を、現行の受講費用の2割・上限10万円から、受講費用の6割・上限20万円に引き上げることとしている。

本事業は、93.9%の自治体で実施されているものであるが、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、事業を実施をいただけるようお伝えいただきたい。

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(拡充)

件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、平成27年度から、高等学校を卒業(中退を含む。)していないひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条

る。 平成28年度からは、支給対象を拡大し、ひとり親家庭の親及び 子とすることとしているので、本事業の趣旨をご理解いただき、 積極的に事業を実施していただくようお願いする。

や学習支援ボランティア事業を組み合わせること等により効果的 にひとり親家庭の親の学び直しを行うこととしてきたところであ

エ 母子・父子自立支援プログラム策定事業(拡充)

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し自立を支援するものである。

本事業は、個々のひとり親が自立した状況を維持するためには、 プログラムで設定した目標を達成した後についても、就業状況や 生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要 がある。

このため、平成28年度からはプログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援などアフターケアを1年以上実施した場合、1件あたり補助単価を増額することとしているので、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

オ 母子家庭等就業・自立支援センター事業(拡充)

本事業では、母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供してきたところであるが、平成28年度からは、養育費等支援事業について、離婚前も含めた弁護士による養育費等に関する法律相談を行うこととしているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、一般市等就業・自立支援事業について、メニューを「就業支援関係事業」、「養育費等支援関係事業」、「広報啓発等関係事業」と整理統合するとともに、補助基準額の見直しを行う。また、面会交流支援事業を「養育費等支援関係事業」に組み込み、一般市等就業・自立支援事業においても、面会交流支援事業を実施することを可能としているので、都道府県におかれては、管内市町村に対し周知をお願いする。

② 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、これまでも母子家庭等就業・自立支援事業において、在宅就業に関するセミナー等を実施してきたが、平成27年度からはこれらに加え、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用(雇用型テレワーク)への移行を支援

することができることとしている。

具体的には、在宅での就業を希望する者や在宅就業に必要とされるスキルアップを希望する者等(以下「在宅就業希望者等」という。)が在宅就業に関する業務を行いながら独り立ちに向けて、発注企業と契約を締結する際の手続きの方法や契約締結から納品までのスケジュール管理等、在宅就業についてのノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」を配置して、在宅就業希望者等に業務の発注、検品、納品、報酬の支払い等を行う場合には、これまでの補助基準額に在宅就業コーディネーターの人件費等に要する基準額を加算したところであるので、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いする。

③ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置 法」(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)が平成25年 3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれたい。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、 求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、 母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

④ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

平成26年10月に「雇用保険法の一部を改正する法律」が施行され、

雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。※1)と、拡充された専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2)の2本立てとされ、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金が支給されることとなった。

- ※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給
- ※2 専門実践教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の40%を 支給。さらに受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者と して雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ア 一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- イ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進 給付金は支給できないこと。
- ウ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各 給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択 できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練 支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底 いただくようお願いする。

⑤ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからコまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童 扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協 定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者 の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に 実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設 置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的 に整備しており、平成27年度からは児童扶養手当受給者が、地方 自治体に現況届を提出する8月に各自治体に御協力いただきながら、「出張ハローワーク!ひとり親全力キャンペーン」を実施しているところである。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業の実施においては、自治体と都道府県労働局・ハローワークとの協定の締結が必要であるが、未だ協定を締結していない自治体もある。このため、平成28年度においては児童扶養手当部局におかれても、ぜひ協定に参加していただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー(平成27年10月末現在184箇所)を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

また、平成28年度からはマザーズハローワークにひとり親支援 専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNP 0法人との連携による取組を強化することとしている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。

(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習

得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・ 周知が図られるよう配慮願いたい。

工 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティーネットとして、 雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行っており、母子家庭の母等の 早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度からは、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、 託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定 した短時間訓練コース(約4時間/日)の創設をするなどの取組 を新たに実施することとしている。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、 求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資することをご理解い ただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県にお かれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いた い。

オ ジョブ・カードの活用促進

正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、職業訓練やキャリアコンサルティング等の場面でジョブ・カードの活用を促進してきたところ。

ジョブ・カードについては、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)による職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の改正において、国は職務経歴等記録書(ジョブ・カード)の普及・促進に努めるよう規定された。

今後、ジョブ・カードの活用の更なる促進を図りたいと考えており、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の就業相談を行う職員がジョブ・カード講習を受講できるようにすることを検討しているので、ご留意願いたい。

力 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に関係する助成金としては、試行的な雇い入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用奨励金」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金」、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として「キャリアアップ助成金」がある。

平成28年度からは、ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、ひとり親に対する支給額が加算されるキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進していくこととしている。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようにお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」(上記の④参照)

(6) 子育て・生活支援について

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の創設について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や 経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす 時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにく い。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、 貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向 上を図ることが求められている。

このため、これまで児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) 及び学習支援ボランティア事業を実施してきたところであるが、 平成28年度から、これらの事業を再編し、子どもの生活・学習支援事業を創設することとしている。

子どもの生活・学習支援事業については、放課後児童クラブ等

の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることとしており、例えば、自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、実施することを想定している。

また、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されたところであり、各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNP 0法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

なお、平成27年度補正予算において、本事業の円滑な実施のため、既存建物の改修費用、備品購入費用及び建物を借り上げる費用を補助するための予算を計上しているので、積極的な活用をお願いする。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の創設について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

ひとり親家庭の親に対しては、ひとり親家庭等相談支援事業、生活講習会等事業及びひとり親家庭情報交換事業等を実施しているところであるが、平成28年度から、これらの事業を再編し、ひとり親家庭等生活支援事業を創設することとしている。

ひとり親家庭等生活支援事業については、従来の事業に加え、ひ とり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専 門家を活用した家計管理支援講習会や、高等学校卒業程度認定試験 を目指す方の学習支援を実施することとしている。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNP0法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭に対する子育で・生活支援については、ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金で家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、定期的な利用が対象外であることや、ヘルパーの確保が困難であることが課題とされていたが、平成28年度から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合に定期的に利用することも可能とするとともに、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和することとしている。

本事業を実施している自治体においては、平成28年度から事業の拡充を図るとともに、未実施の自治体においては、事業の積極的な実施をお願いする。

③ 子育て短期支援事業について

本事業については、少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、平成31年度において、ショートステイについては延べ16万人、トワイライトステイについては延べ14万人の利用を目標値に掲げている。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図って頂くとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いする。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められるほか、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施についても特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をして頂けるようお願いする。

(7) 養育費確保等について

① 養育費確保等のための周知及び相談の実施について(関連資料9参

照)

法務省が取りまとめている離婚届書のチェック欄のチェック状況の集計結果(平成24年4月~平成27年9月)によれば、未成年の子がいる夫婦の協議離婚の届出件数中、チェック欄の「取決めをしている」にチェックが付されたものは全体の6割程度であった。養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めを促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費等の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んで頂くようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ(※)での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡頂きたい。

また、当事者からの相談対応については、これまで、母子・父子自立支援専門員や母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員が行ってきたところであるが、平成28年度予算案においては、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費等に関する法律相談も実施し、養育費相談の強化を図ることとしているので、積極的な取組をお願いする。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費等に関する法律相談を実施することとしているが、こうした事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼したところである。

自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の 積極的な実施をお願いする。

(※)養育費相談支援センターホームページ http://www.youikuhi-soudan.jp/

② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

養育費相談支援センターでは、自治体において養育費相談に当たる職員に対する研修会の実施等の自治体支援にも取り組んでいるところであり、例年、全国研修会、地域研修会、各自治体等が実施する研修

会への講師派遣を行っている。自治体におかれては、母子・父子自立 支援員や養育費専門相談員等の養育費相談担当職員の積極的な研修へ の参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「管内自治体・福祉事務所支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

③ 面会交流支援事業について

面会交流については、基本的には子の健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程調整、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」について、積極的な実施に努めていただくようお願いする。また、本事業の実施主体については、これまで都道府県、指定都市及び中核市としていたが、平成28年度から、一般市等においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いする。

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、自治体における積極的な取組をお願いする。

④ 自治体の取組について(関連資料10参照)

各自治体におかれては、地域の実情に応じて、養育費等の取り決め の促進に関する独自の取組を進めて頂くことも重要である。例えば、 兵庫県明石市では、

ア 公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)大阪ファミリー相談室の相談員による相談、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の専門職員による法的・福祉的・心理的な相談支援の実施

イ 養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」及び「こども養育プラン」と題した参考書式の配布ウ 法テラス、兵庫県弁護士会、明石市公証役場及び公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)との連携

といった取組を実施し、養育費等の取り決めの促進を図っている。 明石市の取組については、昨年厚生労働省において事例集としてと りまとめているので、取組の参考とされたい。

3. 社会的養護の充実について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課

題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化、施設機能の地域分散化などを進めている。(**関連資料11参照**)

各都道府県市においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」を策定いただいたところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まっている。

各都道府県市の策定状況については、昨年11月30日に公表したところであるが、その時点で未策定の自治体が7自治体あったほか、「本体施設入所児童、グループホーム入所児童、里親・ファミリーホームへの委託児童をそれぞれ1/3ずつ」という国の掲げる目標に満たない目標設定にとどまっている自治体があったことから、未策定の自治体や、目標設定が低い自治体については、個別に取組状況の確認を行ったところである。都道府県推進計画は、「社会的養護の課題と将来像」を具体化するための基礎となるものであり、今後も、その策定状況について定期的に把握し、取組を促していくことが重要と考えている。各都道府県市においては、計画策定の目的等を十分に認識し、随時計画を見直すなど、一層の取組をお願いする。

このような状況の中、厚生労働省としては、各都道府県市の取組の一層の推進を図るため、平成28年度予算案においては、消費税財源を活用した「社会保障の充実」として、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。また、里親委託推進を図るため、里親支援機関事業の拡充を図るなど、様々な財政支援を講じ、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いする。

また、昨年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「児童虐待防止対策強化プロジェクト」においては、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図ることとしている。

社会的養護関係では、①親子関係再構築の支援、②里親委託の推進、③ 養子縁組の推進、④施設入所児童等への自立支援といった項目について、 様々な施策を着実に実施することとしている。また、総務課説明資料3

(1) ③のとおり、今通常国会に児童福祉法等改正法案の提出を目指しているところであり、社会的養護関係についても、里親支援の都道府県業務への位置付け等の改正を予定している。法案の具体的な内容については、今後適時に情報提供していくので、ご留意願いたい。

(総務課関連資料8参照)

(1) 平成28年度予算案における社会的養護の充実について (関連資料12参照)

前述のとおり平成28年度予算案では、「社会保障の充実」分を含め、社会的養護の充実に必要な予算額を計上したところである。各都道府県におかれては、以下の取組の管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)への周知方について特段のご配慮をお願いする。

① 児童養護施設等の職員配置の改善について

平成28年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5:1から4:1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費支弁上の保護単価を段階的に設けることとしている。また、人材確保の実情等を考慮し、保護単価設定にかかる職員配置状況の確認については、職員の新規採用等による職員配置の改善がされた場合を除き、4月初日と10月初日の年2回とする。

なお、職員配置の最低基準引上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を予定しており、各都道府県等において各施設の職員配置状況の把握に努めるとともに、各施設における職員配置改善の働きかけをお願いしたい。

② 民間児童養護施設等の職員給与の改善について

職員給与の改善については、平成27年度より民間施設給与等改善費における人件費加算率を平均+3%相当引き上げ、さらに、平成27年人事院勧告に基づく給与改善を図ったところである。。

引き続き、職員の処遇改善と人材定着等を図ることを目的とした予算措置であることを十分にご理解のうえ、各都道府県等におかれては、所管の児童養護施設等に周知徹底を図るとともに、各都道府県にて実施する指導監査においても、職員の給与改善のために適正に執行されていることをご確認願いたい。

③ 家庭支援専門相談員の複数配置について

平成28年度予算案においては、施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援の強化を図ることを目的として、定員30名以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設において家庭支援専門相談員2名配置を可能としたところである。なお、その運用については、2人目を加算対象とし、保護単価を設けることとしている。

各都道府県等においては、今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、 積極的に配置願いたい。

④ 賃借費加算分保護単価等の見直し

既存建物の利用によるグループホーム、小規模グループケア等の実施の推進を図るため、今般、賃借費加算分保護単価等を見直すこととしている。

具体的には、地域の実態に則した保護単価とするために、人事院規則の地域区分に応じて保護単価を設定するとともに、初期費用加算を新設し、入居時にかかる礼金について支弁対象とすることを予定している。

なお、施設において複数のグループホーム、小規模グループケア等 を実施している場合については、各グループホーム等単位で賃借費加算 の対象とするので、積極的に活用願いたい。

⑤ 児童養護施設等入所児童(里親、ファミリーホーム委託児童を含む。)への学習支援の充実について

学習支援の充実については、養育環境等により十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施しているものであり、積極的にご活用願いたい。

- 小学生等に対する学習支援
- 高校生等に対する学習支援
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童(中学生及び高校生)に対する学習支援

(2) 里親支援等の推進について(関連資料13~19参照)

① 里親・ファミリーホーム委託の推進

里親・ファミリーホーム委託については、平成23年4月に策定した 里親委託ガイドラインにおいて、里親優先の原則を明記しているとこ ろである。

里親・ファミリーホーム(以下「里親等」という。)への児童の委託 割合(以下「里親等委託率」という。)については16.5%(平成26年度 末)と年々増加しているところであるが、依然として施設養護の割合 が高い現状にある。

しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、現時点(平成26年度末)で里親等委託率が3割を超えている県もある。

また、最近10年間で大幅に里親等委託率を伸ばした自治体として、

福岡市 $(6.9\% \rightarrow 32.4\%)$ 、大分県 $(7.4\% \rightarrow 28.5\%)$ のほか、石川県が 2.1%から17.5% (+15.4%)、富山県が7.3%から21.6% (+14.3%)、岡山県が5.5%から19.2% (+13.7%) などがあり、これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っているので、各都道府県市においては、こうした取組を参考にして、引き続き積極的な里親等委託推進の取組をお願いする。

平成28年度予算案では、

ア 里親支援機関事業のメニューとして

- ・ 里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一環した総合的な支援体制の構築を図る「自立支援計画策定等支援事業」
- ・ 共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、 里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組について、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大する

「共働き家庭里親委託促進事業」

を新たに追加したところであるので、昨年度追加された「里親トレーニング事業」をはじめとした既存のメニューと合わせて、積極的に活用を検討し、里親委託推進のための取組強化を図られたい。

イ また、児童入所施設措置費等においては、

- ・ 障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童の増加に 対応するため、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通 費加算(交通費の対象としては、公共交通機関の運賃のほか、 自動車を利用した場合についても含める予定)
- ・ 新規里親開拓・養成を図るため、施設入所児童が週末や夏季休暇等を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する「施設入所児童家庭生活体験事業」の単価の改善

を盛り込んだところであるので、積極的に活用願いたい。 なお、ファミリーホームについては施設ではなく、児童を養育者の 家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、平成24年3月に児童福祉法施行規則等を改正し、家庭養護の理念を明確化しているところ。各都道府県市においてはあらためて家庭養護の理念を踏まえた上で、ファミリーホームの設置を進められたい。

また、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにおいてとりまとめた「ファミリーホーム事例集」等を厚生労働省ホームページにて掲載しているので、あわせて参考とされたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

「ファミリーホーム事例集」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074594.pdf

② 里親支援専門相談員の活用

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ複数の相談先(里親会・里親支援専門相談員等)を用意する等、里親支援の仕組みを構築することが重要である。

平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているが、平成26年10月現在325か所に対し、平成27年10月現在368か所と43か所増加した。各都道府県市においては、引き続き、里親支援専門相談員の配置を行うとともに、里親等支援体制の充実をお願いする。

里親支援専門相談員の活動内容を見ると、里親家庭への定期的な訪問、里親同士の交流会(サロン)への参加、児童相談所との連絡会議への参加等具体的な支援に取り組まれているところであるが、里親支援専門相談員、里親支援機関、里親サロン活動の取組をまとめた報告書を厚生労働省ホームページに掲載しているので、更なる里親支援の参考とされたい。

また、里親支援専門相談員だけでなく、児童相談所における里親支援についても、専任の里親担当職員の配置、里親支援機関事業における里親委託等推進員の活用等により、里親に対する登録(認定)研修・更新研修を含めた支援の充実をお願いする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動 に関する調査報告」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000074704.pdf

③ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的な推進をお願いする。

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用であるが、里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、里親委託の推進をお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院退所後の措置変更先についても、里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いする。

ウ 共働き家庭への里親委託

里親認定の要件については、「里親制度の運営について」(平成14年9月5日付雇児発第0905002号)等により示しているが、認定や委託に当たっては、共働き家庭であることをもって排除することなく、個々の家庭の状況に応じて、通知に定める要件に照らし判断される必要がある。

今後、積極的に里親委託を推進するためには、共働き家庭の増加など今日の社会環境の変化に合わせた対応が必要であり、共働き家庭についても、里親となることを希望し、適切に養育ができると認められる場合には、里親委託を行うようお願いする。

エの親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、 その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所 措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用すること により、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにす ることができる。また、扶養義務のないおじ、おばについては、 施設入所よりも家庭養護が望ましい場合には、養育里親として、 里親手当も支給することができることになっている。 親族による里親制度の活用については、自治体間でも取組の差が あるが、必要な場合には、活用を検討されたい。

オ 養子縁組あっせん事業者への指導

第2種社会福祉事業である養子縁組あっせん事業については、 事業者における事業運営の更なる透明性の確保や支援の質の向上 に向けた取組が強く求められているところである。

平成26年5月に「養子縁組あっせん事業の指導について」(厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「養子縁組あっせん事 業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る 指導等について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 通知)の全面改正を行っており、事業者を所管する都道府県市に おかれては、適正かつ透明性のある養子縁組あっせん事業が行わ れるよう、事業者の調査・指導を徹底するなど、児童や実親の福 祉の向上に向けた取組をお願いする。

(3) 施設における家庭的養護の計画的推進について

① 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア(児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設)については、家庭的な養育環境を推進する観点から、引き続き設置の推進をお願いする。

小規模グループケアについては、1施設に3か所以上設置をする場合の要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画は当該施設における今後の取組方向を掲げていただく趣旨であり、具体的な実施期限まで求めるものではないので、柔軟な対応をお願いする。

また、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等 アセスメントが十分になされていない段階での緊急的な対応もあるこ とから、入所している乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

② 児童養護施設等の小規模化等の整備について

児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、平成23年7月に とりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」及び平成24年11月30 日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童 養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を踏まえ、児 童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を引き 続き推進していくこととしている。

国としては、次世代育成支援対策施設整備交付金により施設整備にかかる財政支援を行っているところであるが、引き続き小規模化等に資する施設整備に対して重点的に支援していくこととしており、平成27年度補正予算においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ

(1.35倍)をしているので、各都道府県等におかれても、小規模化等 を念頭に整備を実施するようお願いする。

また、平成27年度から児童虐待・DV対策等総合支援事業にて実施している「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」についても、小規模化等の推進のための活用をお願いする。

児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、入所児童に家庭的な養育環境を提供することはもとより、退所を見据えた高校生等の自立支援や、児童のプライバシー等にも十分配慮し、ユニット化及び個室化を積極的に進めていただきたい。

③ 情緒障害児短期治療施設の設置促進(関連資料20参照)

情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、被虐待児や発達障害児が増えている中、専門性の高い児童福祉施設として、様々な心理的問題への対応が期待されている。「社会的養護の課題と将来像」においては、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能としても設置促進の必要性が指摘されている。

平成27年10月時点で43か所となっているが、平成28年度中には、2 か所が当該自治体管内で初めて設置する予定であると承知している。 平成28年度予算案においては、情緒障害児短期治療施設に配置すべき 医師確保のため人件費の充実を図ることとしており、措置費の事務費 保護単価を改善することとしている。

情緒障害児短期治療施設を未設置の都県は、平成28年度末時点で13 となる見込みであり、これらの自治体におかれては、管内のニーズを 適切に把握しつつ、設置について前向きに検討いただくようお願いす る。

(4) 要保護児童等の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の創設

平成27年度補正予算において、児童養護施設等を退所し、就職や進 学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、 家賃相当額の貸付及び生活費等の貸付を行う事業を創設したところで ある。

先日、この事業について実施見込調査を行ったところであるが、その結果全都道府県で事業実施予定となっている。今後、事業の円滑な実施を図るため、速やかに執行手続を行うこととなるため、ご協力をお願いする。

② 自立援助ホームの設置

施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して 生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあ るので積極的な取組をお願いする。

また、平成28年度予算案において、か所数の増を図ることとしているほか、平成27年度予算より、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合、就職支度費の支弁対象とすることとしているので、各施設への周知徹底をお願いする。

なお、平成27年度より、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、 心理面からの自立支援の充実を図る事業を設けているので、積極的な 活用をお願いする。

③ 退所児童等アフターケア事業の活用(関連資料21参照)

施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する退所児童等アフターケア事業については、平成28年度予算案において、か所数の増を図ることとしている。

施設退所児童等は自立に時間を要する場合も多く、施設退所後等も個々の児童の発達に応じた支援を継続して実施することは重要である。施設退所児童等の確実な自立を図るためには、①に記載した貸付事業と合わせて本事業による継続的な相談支援を行うことが効果的であることから、積極的な実施をお願いする。

④ 身元保証人確保対策事業の活用(関連資料22参照)

施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元 保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする身元保証人確 保対策事業については、平成24年度より、

ア 申込期間を施設退所後1年に延長するとともに、

イ 就職時の身元保証期間を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の 連帯保証の期間を最長4年までに延長するよう

改正している。施設退所児童等の自立に際し身元保証が必要な場合に は活用願いたい。

⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施(関連資料23参照)

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどを示ししている。各都道府県市においては、この通知に基づき子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

⑥ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もおり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について(中間まとめ)」(平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ)では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、昨年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

これらを踏まえ、各都道府県市においては、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用をお願いする。

なお、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

⑦ 児童家庭支援センターの活用

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親、里親委託児童に対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な

児童に対する支援を行うことが可能である。

平成28年度予算案においては、か所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助による充実を図るほか、現在都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助に要する費用(指導委託促進事業)を盛り込んでいるところである。

各都道府県市においては、地域における相談支援拠点の一つとして、 子育て支援拠点など市町村の子育てサービスと連携の上、児童家庭支 援センターのか所数の増を図るための取組をお願いしたい。

(5) 社会的養護を担う人材確保について

① 社会的養護関係施設等の人材確保について

平成27年度より、消費税財源を活用した「社会保障の充実」の一環として、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で+3%相当を盛り込み、さらに、平成27年度補正予算により、平成27年人事院勧告に基づく給与改善を図ったところであり、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を積極的に図られたい。

また、「子育て支援員研修」の専門研修に設けた社会的養護に係る研修については、平成27年度9都県において実施されているものと承知している。本研修は、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげるための有効な手段であるため、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下「本事業」という。)では、

ア 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる 施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、

イ 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職 員として雇い上げる経費

について、引き続き本事業の対象経費としている。施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業の積極的な活用を検討されたい。

② 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

心理療法担当職員については、心理療法が必要と認められる児童 (者)が10人以上いる場合に配置することとしている。今年1月に公 表した「児童養護施設入所児童等調査結果」では、児童養護施設に入 所している児童のうち、約6割が虐待を受けた経験があることからも、 入所している児童への心理的ケアは重要となっている。

平成27年度より、児童自立支援施設においては、定員数に応じ10:1 の水準を超えない範囲で心理療法担当職員を配置した場合にも加算の 対象としているところであり、心理療法担当職員が配置されていない 施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施 設)がある都道府県市においては、心理療法担当職員の配置について、 各施設への指導・助言をお願いする。

(6) 施設運営の質の向上について

「社会的養護の課題と将来像」において、施設により運営の質の差が大きいとされていることから、施設運営の質の向上を図るため、各施設種別ごとの運営指針の策定(平成24年3月)、第三者評価の義務化(平成24年4月)、施設長研修の義務化(平成23年9月)を行ってきているところである。

① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの)については、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

② 第三者評価の受審と公表(関連資料24参照)

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。平成26年度までに少なくとも1回以上受審することとなっており、これまでに全ての社会的養護関係施設が受審しているが、最終年度である平成26年度に受審が集中している。このため、各都道府県市においては、平成27年度から平成29年度までの3か年度間における第三者評価については、年度ごとに均等に受審が行われるよう施設側と計画的に調整いただくようお願いする。

また、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成27年2月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)において第三者評価基準を見直したところであるので、適正な第三者評価の運用をお願いする。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3)となっているので、あわせて指導願いたい。

③ 施設長研修の義務化

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほか、厚生労働大臣が指定する者(各施設団体)が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成28年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月20日~21日(大阪会場)、12月1日~2日(東京会場)にて研修の開催を予定している。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を 行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するもの である。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市におい ては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」 を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の 向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等(関連資料25参照)

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者(講師)向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所職員等に対する研修を実施しているので、各都道府県市におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っているところである。資料は武蔵野学院ホームページからダウンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているので、活用をお願いする。

⑥ 児童自立支援施設における学校教育の導入について(関連資料26参

照)

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成27年2月1日現在の実施状況は、50施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。

児童自立支援施設に入所する児童が学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入(実施)予定の立っていない都道府県市においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入(実施)できるよう一層のご尽力をお願いする。

(7)被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に 関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童 等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・ 生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を 保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営 や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、 児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

なお、平成26年度における被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、 事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとまり次第公表 する予定であることを申し添える。

4. 配偶者からの暴力(DV)対策等の婦人保護事業について

婦人保護事業は、配偶者からの暴力などにより日常生活を営む上で、保

護、援助等を必要としている女性に対し、婦人相談所や婦人保護施設において、生活支援、心理的ケア、自立支援をおこなっているところである。

自治体においては、引き続き、「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月)や「婦人相談員相談・支援指針」(平成27年3月)をはじめとした、関連通知等を参考にして、適切に婦人保護事業を実施するとともに、各種のDV防止等関連事業の積極的な活用をお願いする。(関連資料27参照)

また、来年度は「婦人保護事業60周年記念厚生労働大臣表彰」が行われる予定であるので承知いただきたい。詳細については来年度以降連絡するので対応等をお願いする。

① 婦人相談員による相談業務の質の向上等について (関連資料28参照)

婦人相談員の相談業務等の質の向上のためにその標準化を図ることは重要である。

このため、全国の婦人相談員が実施する業務内容をあらためて明確 化するとともに、相談支援の均等化・標準化を図るため、平成27年3 月において、全国共通の指標となる「婦人相談員相談・支援指針」を 策定したところであり、全国の婦人相談員の相談・支援の業務に活用 されるよう、各都道府県等においては、婦人相談員への配布・周知に ついて対応をお願いしたい。

また、婦人相談員を配置していない自治体や配置が不十分な自治体におかれては、婦人相談員の適切な配置をお願いするとともに、各自治体におかれては、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇についても検討いただくようお願いする。

② 婦人相談所等指導的職員研修等について

当省が主催している婦人相談所等指導的職員研修は、婦人保護事業 に携わる各都道府県の指導的職員を対象としており、受講者が都道府 県レベルの研修の指導者(講師)となることを通じて、婦人保護事業 に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的として、継続的に開催 している。

今年度は、当省主催による婦人相談所等指導的職員研修を、12月9日 ~11日の3日間、国立保健医療科学院(埼玉県和光市)において開催 した。

来年度については、12月7日(水)~9日(金)の3日間にわたり 開催し、25名程度の定員により実施する予定であるので、関係職員の 積極的な参加をお願いする。

なお、本件詳細については同院HPを参照されたい。

(参考) 国立保健医療科学院HP:

また、来年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、東京都で開催予定であるので、こちらについても関係職員の積極的な参加をお願いする。

③ 婦人保護長期入所施設への入所について (関連資料29参照)

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入 所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を 入所対象者として受け入れている。

本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護 女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開して いるので、これまで入所実績のなかった自治体も含め、同施設の活用 についてご検討いただきたい。

【参考】月額保護単価(事務費)

平成27年度 平成28年度 101,900円 → 103,300円 (予定)

※ 本施設は土砂災害危険地域の指定等により、平成29年度以降に 施設整備を行うことを予定しており、整備に係る自治体負担分に ついては、従前と同様の整理により、本施設の入所実績を踏まえ て、措置元の自治体で費用を按分することを検討している。詳細 等については、今後、措置元の自治体に連絡をするので、対応等 をお願いする。

④ 婦人相談所が行う一時保護委託の拡充について

婦人相談所が行う一時保護委託については、これまで、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、平成16年12月の「人身取引対策行動計画」の策定等を踏まえ、DV被害者、人身取引被害女性及び恋人からの暴力の被害女性等について、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託ができるように段階的に対象拡大を図ってきたところである。

平成28年度からは、「ストーカー総合対策」(平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、ストーカー被害女性や性暴力・性犯罪被害女性についても、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託を可能とすることとしているので、各都道府県等においては、一時保護委託の適切な運用をお願いする。

※ なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料:家庭福祉課・母子家庭等自立支援室]

ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案

(厚生労働省関係)

支援につながる

- 112億円の内数 ○母子家庭等対策総合支援事業
- ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 の推進 [拡充]

 - ○子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 77百万円 ○配偶者からの暴力 (DV) 防止など、婦人保護事業の推進

96億円の内数

- 65百万円 ○母子家庭等自立支援対策費
- 9百万円 ○ひとり親家庭等自立促進基盤事業の推進
- ○在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 112億円の内数 母子家庭等対策総合支援事業
- (居場所づくり) ・子供の生活・学習支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実【拡充】
- 児童扶養手当の機能の拡充 1,746億円
- ○養育費相談支援センター事業の推進 55百万円
- ○母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し 38億円

学びを応援

- 33億円の内数
- 112億円の内数 母子家庭等対策総合支援事業
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援

仕事を応援

3,337億円 (3,171億円)

112億円の内数 ○母子家庭等対策総合支援事業

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 自立支援教育訓練給付金の充実
- (再掲) 母子家庭等就業・自立支援事業の推進
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実【拡充】
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 62億円の内数
 - マザーズハローワーク事業の推進 【拡充】32億円の内数
- 41億円の内数 ○トライアル雇用奨励金
-)特定求職者雇用開発助成金の活用 812億円の内数
- ○キャリアアップ助成金の活用【拡充】 310億円の内数
- ○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施【拡充】35億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓 練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施
- ○公的職業訓練におけるe-ラーニング手法の導入に向けた調査検 68百万円の内数

I

1

I

I

住まいを応援

17億円の内数 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

11111

I

1

1

11111

参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」 ※内閣所HP

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

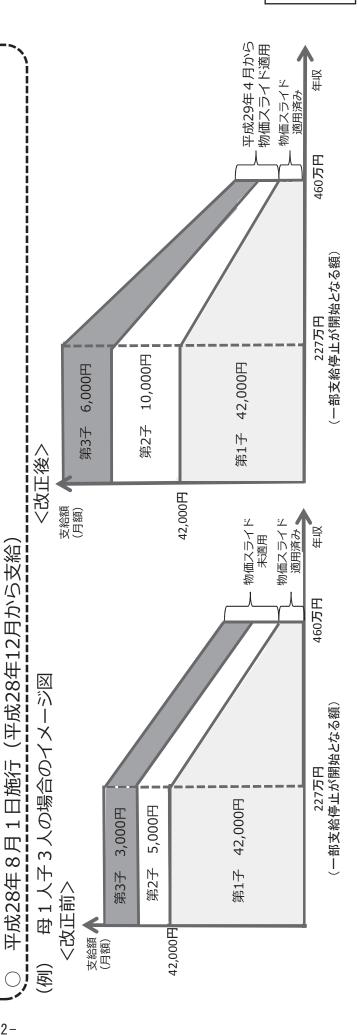
制度の概要

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当額は、月額4万2千円(平成27年度)。 の額は、

- 児童の数に応じて、第2子については5千円、第3子以降については3千円の加算額が支給される。 手当額(加算額を除く。)については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減させ

改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から
 - 1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減 (※) させる。
- (※) 支給額の逓減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。



参 参 本

児童扶養手当の機能の拡充について

熱翢

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた 支援を基本としつつ、総合的な取組を充実する中で、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

本体額(第1子分)

- 42,000円
- 第2子加算額 第3子以降加算額 多子加算額の増額
- 5,000円3,000円円

10,000円 田000 <u>ဖ</u> 倍增

※平成29年度からは加算額についても物価スライドを適用

※全受給世帯数:約106万世帯(27年3月末

※年収に応じて支給額を逓減(第1子分と同じ取扱)

第2子加算額 約33万世帯、第3子以降加算額 (うち

围1/3 補助率

都道府県,市,福祉事務所設置町村

第2子:36年ぶり 第3子:22年ぶり の引き上げ 約10万申帯) 2/3

平成28年度予算案

事業費:5,238億円 国費:1, 746億円 地方:3, 492億円 予算額

うち、多子加算額の増額による所要額(4ヶ月分

事業費:83. 国費: 27.8億円 地方: 55.6億円 2億円) 事業費:250. 地方:166.8億円 国費:83.4億円 平年度化した場合



児童扶養手当制度の概要

一四四

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に 寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)」

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、か つ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母 の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給され ない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。(支払いは平成27年4月~)

. 手当月額(平成27年4月~)

一部支給:41,990円から9,910円まで 全部支給: 42,000円 ・児童1人の場合

・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

5. 所得制限限度額(収入ベース)

全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

扶養義務者(6人世帯): 610.0万円

6. 受給状況

(母: 989,534人、父: 63,678人、養育者: 5,019人) 平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人

7. **予算額(国庫負担分)** [27年度予算]1, 717. 9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

•支給主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村

-費用負担:国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

これまでの格禕

子供の未来応援国民運動発起人集会における総理挨拶 (平成27年4月2日) (抄)

- 今後更に、就労しながらも、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があります。子育て、生活、 就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる 仕組みを整えていく必要があります
- 厚生労働大臣を始めとする関係閣僚に対し、充実施策の検討を指示し、夏を目途にその方向性を取りまとめ、年末を目途 こ財源確保を含めた政策パッケージを策定していきます。

経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定) (抄)

要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について 「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必 幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強 化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)(平成27年8月28日)(抄)

のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。 ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定 平成27年12月21日に子どもの貧困対策会議において

事 務 連 絡 平成 27 年 6 月 29 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。 さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金(以下「母子父子寡婦福 祉資金貸付金」という。)の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により 修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、 これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するた め、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わ ず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。

つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、 願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくよ うお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等·児童家庭局家庭 福祉課母子家庭等自立支援室

生活支援係

電話:03-5253-1111 (内線 7892)

平成26年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金【都道府県】

IX A	326年度(過年度 6.4 8.7 14.6 13.6 9.5 13.2	現年度 78.5 89.6 88.6 81.6 90.8
1 北海道 29.3 2 青森県 52.3 3 岩手県 59.8 4 宮城県 43.5 5 秋田県 54.2 6 山形県 46.9 7 福島県 50.8 8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	6. 4 8. 7 14. 6 13. 6 9. 5	78. 5 89. 6 88. 6 81. 6
2 青森県 52.3 3 岩手県 59.8 4 宮城県 43.5 5 秋田県 54.2 6 山形県 46.9 7 福島県 50.8 8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	8. 7 14. 6 13. 6 9. 5	89. 6 88. 6 81. 6
3 岩手県 4 宮城県 54.2 6 山形県 7 福島県 8 茨城県 9 栃木県 40.3 10 群馬県 43.5 54.2 6 山形県 46.9 7 福島県 48.1 9 栃木県 40.3	14. 6 13. 6 9. 5	88. 6 81. 6
4 宮城県 5 秋田県 6 山形県 7 福島県 8 茨城県 9 栃木県 40.3 10 群馬県 43.5 54.2 66.9 7 福島県 46.9 7 福島県 48.1 9 栃木県 40.3	13. 6 9. 5	81.6
5 秋田県 54.2 6 山形県 46.9 7 福島県 50.8 8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	9.5	
6 山形県 46.9 7 福島県 50.8 8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2		90.0
7 福島県 50.8 8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	10. 4	86.7
8 茨城県 48.1 9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	14. 1	86. 7
9 栃木県 40.3 10 群馬県 44.2	11. 0	94. 5
10 群馬県 44.2	11. 0	79.8
	8.4	89. 5
	15. 0	85. 2
		84. 7
	8. 2	
13 東京都 27.0 14 神奈川県 21.7	9. 0 6. 6	69. 8 52. 2
		52. 2 92. 9
15 新潟県 57.8 16 富山県 45.9	8. 7 9. 1	92. 9 91. 5
17 石川県 49.2	9. 1 5. 5	91. 5 88. 4
18 福井県 40.7		
	5. 0	93. 1
	8. 5	89. 5 90. 0
20 長野県 50.5 21 岐阜県 68.6	10. 3 22. 5	90. 0
22 静岡県 50.6	4. 3	90. 5 89. 5
23 愛知県 51.0	4. 3 9. 3	91. 5
24 三重県 41.3	12. 5	86. 4
25 滋賀県 74.9	20. 8	93. 4
26 京都府 53.4	9. 7	90. 4
27 大阪府 53.2	15. 3	90. 2
28 兵庫県 61.1	17. 6	93. 0
29 奈良県 45.4	10.4	87. 6
30 和歌山県 77.2	9.8	98. 1
31 鳥取県 60.6	17. 7	91.0
32 島根県 44.0	7.8	86.8
33 岡山県 55.1	26. 7	84. 3
34 広島県 60.6	12. 0	92. 5
35 山口県 32.9	8. 6	86. 2
36 徳島県 35.7	6. 1	85. 1
37 香川県 69.1	14. 9	95. 1
38 愛媛県 41.0	4. 5	86. 6
39 高知県 69.6	14.8	94. 6
40 福岡県 38.1	11. 0	87. 4
41 佐賀県 34.2	12. 5	87. 5
42 長崎県 49.0	15. 4	85. 5
43 熊本県 65.7	20. 0	89.7
44 大分県 40.8	8. 6	84. 2
45 宮崎県 47.1	12. 1	89. 6
46 鹿児島県 40.8	12. 4	89. 0
47 沖縄県 42.1	15. 9	89. 4
都道府県計 48.9	11. 7	87. 6

【指定都市、中核市】

【指定都市、中村	亥市】	成26年度(· (%)
区分	計	過年度	現年度
48 札幌市	21. 8	6. 3	71. 7
49 仙台市	22. 1	3.9	80. 5
50 さいたま市	54. 5	13.0	91.4
51 千葉市	43.3	12. 9	78. 3
52 横浜市	25. 9	5.6	81. 9
53 川崎市	21.7	5.8	76.0
54 相模原市	31.5	14.8	73.1
55 新潟市	50.5	18.3	82.4
56 静岡市	38. 9	2. 7	82.7
57 浜松市	65.0	18.3	92.4
58 名古屋市	55. 9	15.0	88.3
59 京都市	21.1	6. 1	74.8
60 大阪市	25. 9	6.8	72. 2
61 堺市	40.8	7. 0	83. 9
62 神戸市	31.8	7.5	86.3
63 岡山市	32. 3	6. 7	82.4
64 広島市	42.4	7.4	85.3
65 北九州市	38. 3	8.3	86.8
66 福岡市	14. 2	3. 1	81.8
67 熊本市	41.5	11.6	83.8
指定都市計	36. 0	9. 1	81. 8
68 旭川市 69 函館市	24. 0 21. 5	3.5	76. 6
		6.8	72. 1
70 青森市 71 盛岡市	63. 5 37. 0	12. 3	90. 5 78. 6
72 秋田市	55. 1	12. 9	90. 5
73 郡山市	36. 9	11.5	87. 1
74 いわき市	46. 1	12. 3	79. 3
75 宇都宮市	34. 2	7. 7	81. 0
76 前橋市	51. 3	23.8	85. 8
77 高崎市	58.7	11. 5	93.4
78 川越市	80.4	12.6	95.0
79 船橋市	50.4	13. 4	90. 1
80 柏市	62.6	26.0	93. 5
81 横須賀市	24. 4	7.3	71.0
82 富山市	62.2	12. 2	98. 2
83 金沢市	41.4	7. 5	88.5
84 長野市	35. 4	13. 9	76.8
85 岐阜市	46.8	9.1	87. 7
86 豊橋市	64. 4	7. 2	94. 7
87 岡崎市	58. 5	12.4	93. 9
88 豊田市	64. 9	23. 1	94. 6
89 大津市	66. 8	4. 9	88. 5
90 高槻市 91 東大阪市	40.3	8. 2	91. 6 85. 2
91 東大阪市 92 豊中市	37. 2 62. 7	8. 7 29. 2	85. 2 96. 2
92 壹中川 93 枚方市	36. 5	6. 2	96. 2 87. 6
94 姫路市	50. 0	8. 0	93. 3
95 西宮市	35. 8	9. 0	93. 3 84. 6
96 尼崎市	37. 3	5. 9	89. 5
97 奈良市	31.3	9. 9	80. 0
98 和歌山市	46. 2	9.8	81.8
99 倉敷市	60. 9	17. 3	88. 7
100 福山市	49. 2	14. 9	92. 8
101 下関市	31.9	6. 2	89.0
102 高松市	48. 0	14. 0	91.7
103 松山市	51.8	13. 9	86.4
104 高知市	45. 9	8.7	85.0
105 久留米市	29. 6	5.8	75.8
106 長崎市	44. 7	14. 5	82. 5
107 大分市	32.1	8.6	82.2
108 宮崎市	27.2	11.4	90.8
109 鹿児島市	13.3	4. 9	72.7
110 那覇市	29. 2	4.3	76.8
中核市計	44.8	10.5	84.8
合計	34. 7	8.3	81.4
	·		·

平成26年度母子父子寡婦福祉貸付金償還率について

② 父子福祉資金貸付金【都道府県】

【	平	成26年度(%)
区分	計	過年度	現年度
1 北海道	-	-	_
2 青森県	-	-	-
3 岩手県	-	_	-
4 宮城県	-	_	-
5 秋田県	-	_	-
6 山形県	_	_	_
7 福島県	_	_	_
8 茨城県	_	_	_
9 栃木県	_	_	_
10 群馬県	-	_	_
11 埼玉県	_	_	_
12 千葉県	_	_	_
13 東京都	_	_	_
14 神奈川県	_	_	_
15 新潟県	_	_	_
16 富山県	_	_	_
17 石川県	_	_	_
18 福井県	_	_	_
19 山梨県	_	_	_
20 長野県	_	_	_
21 岐阜県	_	_	_
22 静岡県	_	_	_
23 愛知県	_	_	_
24 三重県			
24 二里県 25 滋賀県	- - - - -		
		_	
26 京都府 27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県		_	
		_	_
30 和歌山県	_	_	_
31 鳥取県	_	_	_
32 島根県	_	_	_
33 岡山県	_	_	_
34 広島県	-	_	_
35 山口県	-	_	_
36 徳島県	-	_	-
37 香川県	-	_	_
38 愛媛県	-	_	_
39 高知県	-	_	_
40 福岡県	-	_	_
41 佐賀県	-	_	-
42 長崎県	-	_	_
43 熊本県	-	_	-
44 大分県	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-
46 鹿児島県	_	-	-
47 沖縄県	-	_	_
都道府県計	0.0	0.0	0.0

【指定都市、中核市】

指定都市、中		成26年度(%)
区分	計	過年度	現年度
48 札幌市	-	-	-
49 仙台市	_	-	-
50 さいたま市	_	_	_
51 千葉市	_	-	-
52 横浜市	_	_	-
53 川崎市	_	_	_
54 相模原市	_	_	_
55 新潟市	_	_	_
56 静岡市 57 浜松市		_	_
58 名古屋市	_	_	_
59 京都市	_	_	_
60 大阪市	_	_	_
61 堺市	_	_	_
62 神戸市	_	_	_
63 岡山市	_	_	-
64 広島市	100.0	0.0	100.0
65 北九州市	-	-	-
66 福岡市	-	-	
67 熊本市	_	_	_
指定都市計	100.0	0.0	100.0
68 旭川市	_	_	-
69 函館市	_	_	-
70 青森市	_	_	_
71 盛岡市 72 秋田市	_	_	_
73 郡山市	_	_	
74 いわき市	_	_	_
75 宇都宮市	_	_	_
76 前橋市	_	_	_
77 高崎市	_	_	-
78 川越市	_	_	-
79 船橋市	_	-	-
80 柏市	-	_	-
81 横須賀市	_	-	-
82 富山市	_	-	-
83 金沢市	_	_	_
84 長野市 85 岐阜市	_	_	_
86 豊橋市		_	_
87 岡崎市		_	_
88 豊田市	_	_	_
89 大津市	_	_	_
90 高槻市	_	_	_
91 東大阪市	-	-	-
92 豊中市	-	-	-
93 枚方市	-	-	
94 姫路市	-	-	-
95 西宮市	-	_	_
96 尼崎市	_	_	_
97 奈良市	_	_	_
98 和歌山市 99 倉敷市	_	_	_
99 倉敷市 100 福山市			_
100 福田市 101 下関市	_	_	_
102 高松市		- - - - -	_
103 松山市	_	_	_
104 高知市	_	_	_
105 久留米市	-	_	_
106 長崎市	_	_	-
107 大分市	_	_	-
108 宮崎市	-	_	-
109 鹿児島市	_	_	_
110 那覇市	_		_
□ □□ +77 □□□□.	0.0	0.0	0.0
中核市計合計	100.0	0.0	100.0

平成26年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金 【都道府県】

【都道府県】	平	成26年度(%)
区分	計	過年度	現年度
1 北海道	36. 2	5. 3	84. 6
2 青森県	47.0	7.6	96.0
3 岩手県	54.0	9.3	91.6
4 宮城県	42.7	7.4	88.0
5 秋田県	53. 1	10.0	90.5
6 山形県	67.7	21.6	94.4
7 福島県	37. 2	11.1	79.3
8 茨城県	70.6	40.3	99. 3
9 栃木県	25.6	9.3	69.8
10 群馬県	37.5	6. 2	87.7
11 埼玉県	53.8	9.0	85. 7
12 千葉県	43.3	6.6	93.3
13 東京都	_	_	_
14 神奈川県	18. 4	6. 7	48. 1
15 新潟県	50.1	13.5	99. 5
16 富山県	40.5	7.8	96.4
17 石川県	37. 3	5. 4	87.2
18 福井県	53.6	15. 4	100.0
19 山梨県	20.3	9.8	92. 3
20 長野県	39. 1	5.7	93. 4
21 岐阜県	53.3	13.0	91.8
22 静岡県	47.2	5. 1	86. 7
23 愛知県	60.3	8. 4	91.2
24 三重県	40.9	16. 1	83. 7
25 滋賀県	85. 4	27. 2	98.8
26 京都府	38. 5	8. 7	94.2
27 大阪府	61.1	21. 2	93. 1
28 兵庫県	37. 2	8.6	92. 9
29 奈良県	26. 6	3. 3	87.7
30 和歌山県	59. 6	13. 4	95. 7
31 鳥取県	40.6	9. 9	88. 1
32 島根県	37. 1	8. 5	88. 4
33 岡山県	30. 1	9.4	98. 2
34 広島県	52. 2	9.6	96.8
35 山口県	17. 6	5. 4	88.8
36 徳島県	29. 3	3. 9	89. 0
37 香川県	38. 9	12. 5	91.0
38 愛媛県	21. 1	2.8	82.4
39 高知県	57. 1	25. 5	87. 9
40 福岡県	43. 3	7.9	97. 6
41 佐賀県	27. 6	8. 5	83.8
42 長崎県	20. 0	5. 1	100.0
43 熊本県	89. 1	23. 0	99. 4
44 大分県	35. 3	18. 9	83. 3
45 宮崎県	43. 4	8. 3	95. 4
46 鹿児島県	31.0	9.4	98.3
47 沖縄県 都道府県計	40.5	13.6	88. 4 90. 2
110 地址 110 地址	45.5	11. 2	90. 2

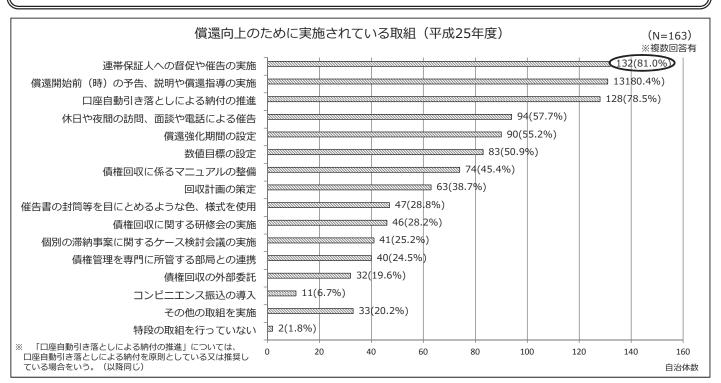
【指定都市、中核市】

	核市】	成26年度((%)
区分	計	過年度	現年度
48 札幌市	28. 9	9.8	79. 0
49 仙台市	19.7	6.6	78.2
50 さいたま市		21.0	97. 7
51 千葉市	50.4	9.4	85. 4
52 横浜市	24. 5	4. 1	84.8
53 川崎市	14.8	2.6	80.9
54 相模原市	29.8	8.8	83. 9
55 新潟市	70. 1	13. 4	96. 0
56 静岡市	53. 1	2. 7	89. 4
57 浜松市	70. 1	31. 4	94. 3
58 名古屋市	67. 0	22. 7	92. 8
59 京都市	23. 2	7.3	83. 8
60 大阪市	29. 5	6. 1	75. 0
61 堺市 62 神戸市	44. 0	10. 1 3. 2	87. 8
62 仲尸巾 63 岡山市	16. 7		88. 4 100. 0
64 広島市	18. 0 40. 4	6. 6 7. 3	86. 0
	40. 4	7. 4	
65 北九州市 66 福岡市	42. 9 19. 6	1. 4	91. 8 85. 1
60 倍回巾 67 熊本市	19. 6 46. 9	9. 1	94. 1
指定都市計	39. 3	9. 1	94. 1 87. 7
68 旭川市	36. 6	7. 6	75. 6
69 函館市	27. 8	4.7	72. 8
70 青森市	79.6	1. 6	96. 0
71 盛岡市	28. 3	8. 0	69. 8
72 秋田市	77. 0	13. 5	99. 2
73 郡山市	22.9	7. 1	100.0
74 いわき市	43.5	3.5	76. 5
75 宇都宮市	26. 5	4.4	95.6
76 前橋市	57.2	20.4	94.6
77 高崎市	81.9	81.8	81.9
78 川越市	44.6	1.0	90.8
79 船橋市	65. 2	46.4	87.5
80 柏市	29. 6	15. 9	68.1
81 横須賀市	16. 7	2.0	62. 7
82 富山市	33. 5	4.9	85. 2
83 金沢市	28. 7	3. 9	89. 8
84 長野市	34. 7	0. 9	95. 8
85 岐阜市	36. 2	5. 8	100.0
86 豊橋市	98.3	_	98. 3
87 岡崎市	100.0	0.0	100.0
88 豊田市	100.0		100.0
89 大津市	61. 5	0.0	100.0
90 高槻市 91 東大阪市	34. 7 49. 2	4. 3 8. 1	95. 5 87. 6
91 東大阪市 92 豊中市	49. 2 53. 9	8. 1 4. 2	96. 4
93 枚方市	77. 9	15. 2	90. 4 97. 5
94 姫路市	52. 4	9.6	93. 8
95 西宮市	25. 9	3.8	96. 4
96 尼崎市	83. 4	10. 1	91. 6
97 奈良市	24. 2	6. 4	72. 5
98 和歌山市	48. 3	11. 3	87. 3
99 倉敷市	26. 1	3. 5	100.0
100 福山市	35. 3	8. 5	97.7
101 下関市	11.5	2.0	80. 2
102 高松市	20.6	11. 4	81.8
103 松山市	22.8	5.3	75.8
104 高知市	42.4	10.6	84. 5
105 久留米市	24. 5	3.0	88. 0
	35.6	7. 1	88.3
106 長崎市			78.6
107 大分市	16.5	3. 7	
107 大分市 108 宮崎市	16. 5 12. 0	8.3	98. 5
107 大分市 108 宮崎市 109 鹿児島市	16. 5 12. 0 12. 7	8. 3 5. 3	98. 5 66. 9
107 大分市 108 宮崎市 109 鹿児島市 110 那覇市	16. 5 12. 0 12. 7 24. 0	8. 3 5. 3 3. 3	98. 5 66. 9 74. 4
107 大分市 108 宮崎市 109 鹿児島市	16. 5 12. 0 12. 7	8. 3 5. 3	98. 5 66. 9

母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況(※)について

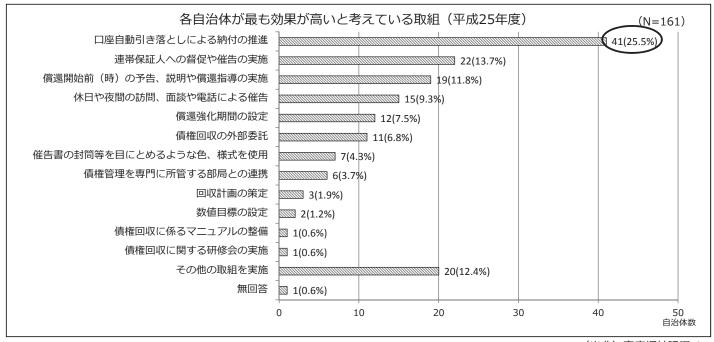
- 1. 償還率向上のために実施している取組例
- 2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
- 3. 債権回収計画の策定状況等
- (※) 母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体(合計163団体)を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

○ <u>償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催促の実</u> <u>施」(132自治体、81.0%)</u>、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施(131 自治体、80.4%)、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。



(出典) 家庭福祉課調べ

○ 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」(41自治体、25.5%)が最も多く**、次いで、「連帯保証人への督促や催促の実施」(22自治体、13.7%)、「その他の償還率を向上させるための取組」(20自治体、12.4%)となっている。



(出典) 家庭福祉課調べ

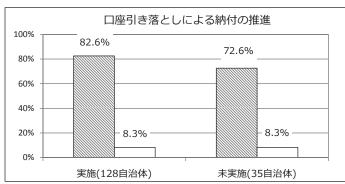
○ 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

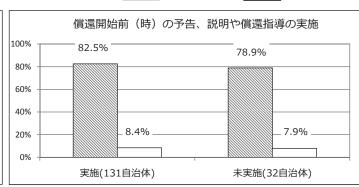
- 口座振替は当月分のみの対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、**土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ATMによる現金払い込み**を平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、**母子・父子自立支援員から絶えず連絡(督促・催 告以外)**を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、**支払い督 促の実施**。
- 償還協力員等の**嘱託職員による訪問集金**を行っている。
- <u>民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用</u>。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断 なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

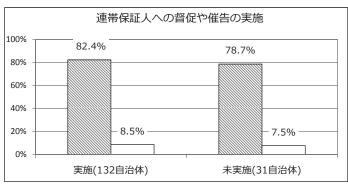
(出典) 家庭福祉課調べ

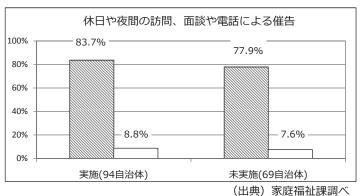
○ 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

現年度償還率 ________過年度償還率

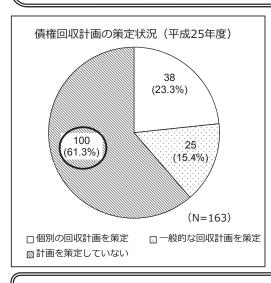


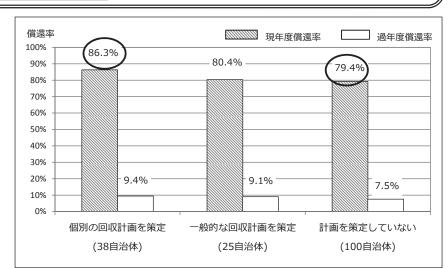






- 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体(23.3%)、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体(15.4%)、「計画を策定していない」自治体が100 自治体(61.3%)となっている。
- 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」 自治体の平成25年度現年度償還率には、6.9%の差がある。





○裁判所への法的措置(例:民事訴訟や支払督促)について、過去5年の間に「実施したことがある」 自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%)となってい る。

(出典) 家庭福祉課調べ

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成26年度末現在)

青森県 6 5 11 10 4 40% 岩 手県 25 8 33 14 3 21% 宮城県 13 24 37 13 3 23% 秋田県 4 17 21 13 13 100% 山形県 8 13 21 13 13 100% 福島県 21 6 27 13 3 23% 茨城県 12 14 26 32 13 41% 栃木県 5 25 30 14 14 100% 群馬県 10 14 24 12 11 92% 埼玉県 22 35 57 40 17 43% 千葉県 21 76 97 37 36 97% 27年4月から100% 東京都 1 167 168 49 49 100% 神奈川県 6 53 59 19 18 95%							(平成26年度末現在)			
				母子・	父子自立支援員	の人数	市及び福祉	事務所設置町村での	D設置状況	
	都	道府」	具		務所設置町村長	ā†	設置町村数	自立支援員を設置 している自治体数		備考
岩 野 男 25 8 33 14 3 21 10 100	北	海	道	14	68	82	35	34	97%	
 高 東 県 25 高 城 県 13 24 37 13 33 21% 31 24 37 13 13 100% 100% 100% 100% 11 13 100% 13 100% 13 100% 21 13 13 100% 24 21 6 27 13 323% 41% 41% 42 41 26 32 13 41% 41% 42% 12 14 24 12 11 27% 43% 41% 42% 12 11 29% 424 12 11 29% 424 12 11 30% 2744月から10% 43% 43% 44% 49 49 100% 47 43% 47 47<!--</td--><td></td><td>森</td><td>県</td><td>6</td><td>5</td><td>11</td><td>10</td><td>4</td><td></td><td></td>		森	県	6	5	11	10	4		
	岩	手	県	25		33	14	3		
		城	県	13		37	13			
□ 形 県 8 13 21 13 13 100%	秋	田	県	4	17	21	13			
現	山	形	県		13		13	13		
## 10	福	島	県	21	6	27	13	3	23%	
群 馬 県 10 14 24 12 11 92%	茨	城	県	12	14	26	32	13	41%	
	栃	木	県	5	25	30	14	14	100%	
子 葉 県 21 76 97 37 36 97% 27年4月から100% 東京都 1 167 168 49 49 100% 新房県 9 13 59 19 18 95% 新房県 9 13 22 20 3 15% 高山県 2 11 13 10 10 100% 福井県 3 9 12 9 9 100% 最野県 10 23 33 19 19 100% 砂阜県 9 28 37 21 21 100% 砂線剛県 8 12 20 23 4 17% 要別県 8 12 20 23 4 17% 要別県 8 12 20 23 4 17% 要別県 4 17 21 13 13 100% 大阪県県 4 17 21 13 13 100% 大阪県 9 17 28 15	群	馬	県	10	14	24	12	11	92%	
東京 部 1 167 168 49 49 159 150	埼	玉	県	22	35	57	40	17	43%	
神奈川県 6 53 59 19 18 95% 1	千	葉	県	21	76	97	37	36	97%	27年4月から100%
新 湯 県 9 13 22 20 3 15% 富 山 県 2 11 13 10 10 10 100% 石 川 県 4 16 20 19 19 100% 日 川 県 4 16 20 19 19 100% 日 川 県 4 16 20 19 19 100% 日 川 県 3 9 12 9 9 100% 日 駅 県 9 15 24 13 13 100% 日 駅 県 9 15 24 13 13 100% 日 駅 県 9 28 37 21 21 100% 日 駅 県 8 12 20 23 4 17%	東	京	都	1	167	168	49	49	100%	
富山県 2 11 13 10 10 100% 石川県 4 16 20 19 19 100% 山梨県 3 9 12 9 9 100% 最野県 10 23 33 19 19 100% 砂甲県 9 28 37 21 21 100% 砂甲県 8 12 20 23 4 17% 受知県 8 66 74 38 38 100% 豆車県 5 17 22 15 15 100% 京都府 12 50 62 15 15 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 大阪府 4 79 83 34	神	奈 川	県	6	53	59	19	18	95%	
石 川 県 4 16 20 19 19 100%	新	潟	県	9	13	22	20	3	15%	
福 井 県 3 9 12 9 9 100% 山 梨 県 9 15 24 13 13 100% 岐 阜 県 9 28 37 21 21 100% 静 岡 県 8 12 20 23 4 17% 愛 知 県 8 66 74 38 38 100%	富	山	県	2	11	13	10	10	100%	
山 梨 県 9 15 24 13 13 100% 長野 県 10 23 33 19 19 19 100% 地域 阜 県 9 28 37 21 21 100% 地域 阜 県 9 28 37 21 21 100% 地域 阜 県 8 12 20 23 4 17% を	石	Ш	県	4	16	20	19	19	100%	
長野県 10 23 33 19 19 100% 岐阜県 9 28 37 21 21 100% 夢知県 8 66 74 38 38 100% 三重県 5 17 22 15 15 100% 法資果 4 17 21 13 13 100% 水板 12 50 62 15 15 100% 水板 4 79 83 34 34 100% 東庫県 7 60 67 29 29 100% 東東県 5 15 20 14 14 100% 新山県 8 16 9 7 78% 高泉県 1 19 17 17 100% 高泉県 2 17 19 17 17 100% 高泉県 4 40 41 14 14 100%	福	井	県	3	9	12	9	9	100%	
岐 阜 県 9 28 37 21 21 100%	山	梨	県	9	15	24	13	13	100%	
静岡県 8 12 20 23 4 17% 愛知県 8 66 74 38 38 100% 三重県 5 17 22 15 15 100% 京都府 12 50 62 15 15 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 兵庫県 7 60 67 29 29 100% 奈良県 5 15 20 14 14 100% 高康県 2 17 19 17 17 100% 高康県 2 17 19 17 17 100% 局限県 2 17 19 17 17 100% 局限県 2 17 19 17 17 100% 局限県 1 40 41 23 21 91% 山口県 3 15 14 4 10% 4 香川県 4 10 4 8 100% <td< td=""><td>長</td><td>野</td><td>県</td><td>10</td><td>23</td><td>33</td><td>19</td><td>19</td><td>100%</td><td></td></td<>	長	野	県	10	23	33	19	19	100%	
要 知 県 8 66 74 38 38 100% 三 重 県 5 17 22 15 15 100% 滋 貿 県 4 17 21 13 13 100% 大 阪 府 4 79 83 34 34 100% 大 阪 府 4 79 83 34 34 100% 兵 庫 県 7 60 67 29 29 100% 奈 良 県 5 15 20 14 14 100% 和 歌 山 県 8 8 16 9 7 78% 島 根 県 0 26 26 19 19 100% 岡 山 県 3 25 28 18 15 83% 広 島 県 1 40 41 23 21 91% 山 口 県 8 16 24 14 14 100% 徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 徳 島 県 9 11 3 27% <td>岐</td> <td>阜</td> <td>県</td> <td>9</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>100%</td> <td></td>	岐	阜	県	9	28	37	21	21	100%	
三重県 5 17 22 15 15 100% 滋賀県 4 17 21 13 13 100% 京都府 12 50 62 15 15 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 京曜県 7 60 67 29 29 100% 奈良県 5 15 20 14 14 100% 和歌山県 8 8 16 9 7 78% 鳥駅県 2 17 19 17 17 100% 島根県 0 26 26 19 19 100% 園山県 3 25 28 18 15 83% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 香川県 3 12 15 11 11 100% 香川県 3 15 18 10 10 100%<	静	岡	県	8	12	20	23	4	17%	
選 質 県 4 17 21 13 13 100%	愛	知	県	8	66	74	38	38	100%	
京都府 12 50 62 15 15 100% 大阪府 4 79 83 34 34 100% 兵庫県 7 60 67 29 29 100% 奈良県 5 15 20 14 14 100% 和歌山県 8 8 8 16 9 7 78% 島根県 0 26 26 19 19 100% 高根県 0 26 26 19 19 100% の山県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% ⑥ 島県 9 11 20 8 8 100% ⑥ 島県 9 11 20 8 8 100% ⑥ 島県 9 11 1 1 1 1 100% ⑥ 島県 9 11 1 20 8 8 8 100% ⑥ 島県 9 11 3 12 15 11 11 100% ⑥ 島県 9 11 3 12 15 11 11 100% ⑥ 島県 9 11 4 14 8 8 100% ⑥ 島県 3 12 15 11 11 100% ⑥ 房田県 3 12 15 11 11 100% ⑥ 房田県 3 12 15 11 11 100% ⑥ 房田県 3 15 88 28 16 57% ⑥ 佐賀県 6 12 18 10 10 100% ⑥ 長崎県 3 15 18 14 13 93% ⑥ 株本県 9 19 28 14 14 14 100% ⑦ 大分県 0 20 20 14 14 100% ② 京福祉事務所設置町村に配置されている。 ② 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% ア 縄県 11 6 17 11 3 27%	Ξ	重	県	5	17	22	15	15	100%	
大阪府 4 79 83 34 100% 兵庫県 7 60 67 29 29 100% 奈良県 5 15 20 14 14 100% 和歌山県 8 8 16 9 7 78% 鳥取県 2 17 19 17 17 100% 島根県 0 26 26 19 19 100% 局根県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 香川県 3 12 15 11 11 100% 慶媛県 3 12 15 11 11 100% 養媛県 3 15 8 28 16 57%	滋	賀	県	4	17	21	13	13	100%	
兵庫県 7 60 67 29 29 100% 奈良県 5 15 20 14 14 100% 和歌山県 8 8 16 9 7 78% 鳥取県 2 17 19 17 17 100% 島根県 0 26 26 19 19 19 100% 岡山県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 香島県 9 11 20 8 8 8 100% 香島県 9 11 20 8 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 8 100% 愛媛県 3 12 15 11 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 電児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%	京	都	府	12	50	62	15	15	100%	
奈良県 5 15 20 14 14 100% 和歌山県 8 8 16 9 7 78% 鳥取県 2 17 19 17 17 100% 島根県 0 26 26 19 19 100% 岡山県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 宮媛県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 3 15 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100%		阪		4	79	83	34	34	100%	
和歌山県 8 8 16 9 7 78% 鳥取県 2 17 19 17 17 100% 島根県 0 26 26 19 19 19 100% 岡山県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 8 100% 愛媛県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 定崎県 14 4 18 9 1 11% 東海県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 15 9 24 21 3 14% ア 通用 17 11 3 27%		庫		7		67	29	29		
鳥 取 県 2 17 19 17 17 100% 島 根 県 0 26 26 19 19 100% 岡 山 県 3 25 28 18 15 83% 広 島 県 1 40 41 23 21 91% 山 口 県 8 16 24 14 14 100% 徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 香 川 県 4 10 14 8 8 100% 臺 媛 県 3 12 15 11 11 100% 高 知 県 2 5 7 11 3 27% 福 岡 県 31 57 88 28 16 57% 佐 賀 県 6 12 18 10 10 100% 長 崎 県 3 15 18 14 13 93% 熊 本 県 9 19 28 14 14 100% 大 分 県 0 20 20 14										
島 根 県 0 26 26 19 19 100% 岡 山 県 3 25 28 18 15 83% 広 島 県 1 40 41 23 21 91% 山 口 県 8 16 24 14 14 100% 徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 香 川 県 4 10 14 8 8 100% 愛 媛 県 3 12 15 11 11 100% 高 知 県 2 5 7 11 3 27% 福 岡 県 31 57 88 28 16 57% 佐 賀 県 6 12 18 10 10 100% 長 崎 県 3 15 18 14 13 93% 熊 本 県 9 19 28 14 14 100% 大 分 県 0 20 20 14 14 100% 京 崎 県 14 4 18 9										
岡山県 3 25 28 18 15 83% 広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 蚕原県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 11% 27% 市場県 15 9 24 21 3 14% 14% 14% 中場県 11 6 17 11 3 27% 14%										
広島県 1 40 41 23 21 91% 山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 愛媛県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%			710							
山口県 8 16 24 14 14 100% 徳島県 9 11 20 8 8 100% 香川県 4 10 14 8 8 100% 愛媛県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 本場県 14 4 18 9 1 11% 11% 11% 20% 14% 14% 14% 11 100% 14% 14% 14% 14% 11 11 3 14% 14% 14% 14% 14% 14% 14% 14%										
徳 島 県 9 11 20 8 8 100% 香 川 県 4 10 14 8 8 100% 愛 媛 県 3 12 15 11 11 100% 高 知 県 2 5 7 11 3 27% 福 岡 県 31 57 88 28 16 57% 佐 賀 県 6 12 18 10 10 100% 長 崎 県 3 15 18 14 13 93% 熊 本 県 9 19 28 14 14 100% 大 分 県 0 20 20 14 14 100% 宮 崎 県 14 4 18 9 1 11% 原 児 島 県 15 9 24 21 3 14% 沖 縄 県 11 6 17 11 3 27%										
香川県 4 10 14 8 8 100% 受援県 3 12 15 11 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 原児 11 11% 及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
愛媛県 3 12 15 11 11 100% 高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 別委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
高知県 2 5 7 11 3 27% 福岡県 31 57 88 28 16 57% 佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 展児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
福 岡 県 31 57 88 28 16 57% 佐 賀 県 6 12 18 10 10 100% 長 崎 県 3 15 18 14 13 93% 熊 本 県 9 19 28 14 14 100% 大 分 県 0 20 20 14 14 100% 宮 崎 県 14 4 18 9 1 11% 県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿 児 島 県 15 9 24 21 3 14% 沖 縄 県 11 6 17 11 3 27%										
佐賀県 6 12 18 10 10 100% 長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
長崎県 3 15 18 14 13 93% 熊本県 9 19 28 14 14 100% 大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
熊 本 県 9 19 28 14 14 100% 大 分 県 0 20 20 14 14 100% 宮 崎 県 14 4 18 9 1 11% 展児島県 15 9 24 21 3 14% 沖 縄 県 11 6 17 11 3 27%										
大分県 0 20 20 14 14 100% 宮崎県 14 4 18 9 1 11% 展び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
宮 崎 県 14 4 18 9 1 11% 県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市 及び福祉事務所設置町村に配置されている。 鹿 児 島 県 15 9 24 21 3 14% 沖 縄 県 11 6 17 11 3 27%										
鹿児島県 15 9 24 21 3 14% 沖縄県 11 6 17 11 3 27%										
沖縄県 11 6 17 11 3 27%	鹿	児島	,県	15	9	24	21	3	14%	への 西瓜子が
合 計 396 1,268 1,664 865 684 79%										
	合		計	396	1,268	1,664	865	684	79%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位:人)

	(+12:70)
指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	11
静岡市	8
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	32
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	7
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	2

(単位:人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
船橋市	5
柏市	3
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	7
豊中市	1
枚方市	2
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	5 5 2 3 2 2 2 1 2 5
大分市	
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業内容	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハ ローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する。	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限2年)を支給する。	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。	ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。
業中	1 ハローワークによる支援・マザーズハローワーク・生活保護受給者等就労自立促進事業・職業訓練の実施・求職者支援事業 など	2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率100.0%(110/110) ・相談件数:8万8422件 ・就職件数:6377件	3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17度創設) ・平成26年度自治体実施率66.6%(601/903) ・プログラム策定数:7104件	4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) •平成26年度自治体実施率93.9%(848/903) •支給件数:647件 •或給件数:647件	 5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率 94.2% (851/903) ・総支給件数 : 6961件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 2804人 ・(看護師 1076人、准看護師 1170人、保育士225人、介護福祉士 83人等) ・就職者数 : 2217人 ・(看護師 961人、准看護師 810人、保育士175人、介護福祉士 75人等) 	6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(H27度創設(補正))	7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27度創設)

※110自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、 903自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

										母-	子家庭の母等(の自立支援関係	係事業の実施	状况等(平成2	26年度実績)				
\vdash						都迫	前県								市等				
				母子		支援 金事業	母子・	71.1-11		総合 的な		就業・自立	支援事業	自立支援統	給付金事業				
			自立促進計画	寺業立援タ# 立援セー事	訓練 給付 金事	職業訓練	プログラム第	生活	生活向上	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
41-	1:	北海道	©	©	©	©	©				夕張市、千歳市、 石狩市、稚内市、 帯広市、釧路市 (8/35)	函館市(3/3)	釧路市、室蘭市(4/32)	北広島市、市市、市市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	函館旅島見 市北店、湖市市市、江東市、江東市、江東市、江東市、江東市、江東市、京平川博小市市、京平、川博市市、市市、市市市、市市市、市市市、市市、市市、市市、市市、市市、市市、市市、	函館市、石狩市、石狩市、石狩市、石狩市、名川市、名川市、名川市、名川市、名川市、名川市、公川外の市(左配以外の市本建対象に合め、東施)(35/35)	函館旅店,在市市、江惠市、江東市、江東市、江東市、市市、市市、市市、市市、海市、美深川内、海市、等、河南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、南、	(2/179)	
北海道・東北ブロック	2	青森県	0	©	0	0	0	0	0		青森市、五所川 原市(2/10)	青森市(1/1) 	(0/9)	八戸市、五所川 原市、十和田市、 三沢市、むつ市		三沢市(3/10)	以外の市等在住 者分は県の事業		
ッ ク	3	岩手県	0	0	0	0	0	0			盛岡市、大船渡 市、釜石市(3/14)		(0/13)	大船渡市、花卷 市、北上市、久慈 市、遠野市、一関 市、陸前高田市、 釜石市、二戸市、 八幡平市、奥州	市、北上市、久慈 市、一関市、陸前 高田市、釜石市、 二戸市、八幡平	(左記以外の市 在住者分は県の 事業対象に含め 実施) (14/14)	に含め実施)	(0/33)	
	4	宮城県	0	0	0	0	0		0		仙台市、気仙沼 市(2/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	塩竈市、気仙沼 市、名取市、角田 市、多賀城市、岩 沼市、登米市、栗 原市、大崎市	仙台市、石巻市、 塩竈市、気布、名 市、角田市、名 市、角田市、石 城市、岩原市 城市、栗 、 米市、 、 (13/13)			仙台市(県内の 市等在住者分は 県の事業対象に 含め実施) (35/35)	

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

											1								
							府県			le					市等			1	
				母子		Z支援 金事業		いとり	ひとり	総合 的な 古塔		就業・自立	支援事業	自立支援	給付金事業				
			促進計画	家等業立援タ業庭就自 ン事	教育訓練	職業訓練	父自支プラ定事子立援ロム等業	が だり は 大学 は 大	親家庭等	又のめ相窓の化業版たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
	Ę	5秋田県	0	0	0	0					秋田市、にかほ 市、大館市 (3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田 市、にかほ市 (3/12)	大館市、由利本 荘市、潟上市、 大仙市、仙北市、			大館市、潟上市、 大仙市、仙北市、 にかほ市(5/25)	(0/25)	
北海道・東北ブロック	(6山形県	0	0	0	0	0	0	0		尾花沢市(1/13)	-	(0/13)	鶴岡市、酒田市、 寒河江市、村山	山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市、 新庄市、村山市、 長井市、天童市、 東根市、尾花沢 市、南陽市 (11/13)	(0/13)	に含め実施) (35/35)	鶴岡市、村山市 (県内の市等在 (県内の市等在 住者分を県の事 業対象に含め実 施)(35/35)	
Ź ·	7	7福島県	0	0	0	0	0			0	郡山市、いわき 市(2/13)	郡山市(いわき 市在住者分は県 の事業対象に含 め実施)(2/2)	(0/11)	市福島市、会津 若松市、白河市、 須賀川市、喜多 方市、相馬市、	郡山市、いわき 市福島市、会津 若松市、会津 若賀川市、河喜多方市、相馬市、 二本松市、 二本 付達市、 本宮市(12/13)	に含め実施)	(0/59)	(0/59)	
関東ブロック	ξ	3茨城県	©	0	0	•	0	•	0		日立市、鹿嶋市、 稲敷市(3/32)	-	(0/32)	(県の事業対象 に含め実施) (32/32)	水土結構 大田 大田 市市市 時間 水田 市市市 時市 能市 市 能市 市 能市 市 能市 市 能市 市 能市 市 能	に含め実施)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	

						都道	府県								市等				
						支援金事業				60\ A		就業・自立	支援事業	自立支援組	給付金事業				
			自立促進計画	来・日 立支 援セン	自立援育訓練	高職訓促給命	支援プログラム第	庭等日常活	ひ親庭生向とり 家等活上	総的支のめ相窓の化業合な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	促進給付金等事業	支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 ロの強化事業
	9	栃木県	0	0	0	0	0	0			宇都佐野市、足利 市、佐野市市・鹿 沼市、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	宇都宮市(1/1)	(0/13)	市、栃木市、佐野市、鹿沼市、 日光市、小山市、 真岡市、大田原 市、矢板市、那		市、栃木市、佐 野市、鹿沼市、 日光市、小山市、 真岡市、大田原 市、矢板市、那	宮市以外の市等 在住者分は県の 事業対象に含め	宇都宮市(1/25)	
	10	群馬県	0	0	0	0	0				沼田市(1/12)	前橋市、高崎市 (2/2)	(0/10)	桐生市、伊勢崎 市、太田市、沼 田市、館林市、 渋川市、藤岡市、 富岡市、安中市、	前橋市、高崎市、 桐生市、伊勢崎 市、太田市、沼 田市、館林市、 渋川市、安中市、 スどり市(12/12)	桐生市、伊勢崎 市、藤岡市(左記 以外の市在住者 については県の 事業対象に含め		(0/35)	
関東ブロック	11	埼玉県	0	0	0	0	0		0	©	医化抗皮部羽深草族人志新久八市田幸市川市3个旅市市大市田所本、山湾上越市等。市于1市、四次张市大省市山城市市市、河南市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市、河南市区市市大河市、市大河市、市市、市市市市市市市、市市市市、市市市市、市市市、市市市市、市市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市、市市市市	さいたま市、川越市(2/2)		市、熊谷市、川 口市、行田、市、市、市、行所、行所、行所、行所、行所、加須市、加須市、加須市、東京市、東京市、東山市、羽生市、羽生市、羽生市、	越戸朝和桶北富市戸鶴市市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、行田市、所 沢市、狭山市、所 球谷市、独の田市、 新座市、鶴ヶ島 市(左記以外の 市在住者分は県 の事業対象に含	市、所沢市、戸 田市、北本市 (5/63)	さいたま市、川越 市に大田に対 市で、年住者分は に は の事業施) (63/63)	川越市(1/40)

							都道	府県								市等				
							支援 金事業				6 00 A		就業・自立	互支援事業	自立支援	給付金事業				
				自立 促進 計画	⊥文 援セン ター事	給付 金事	高職訓促給等業練進付	母父自支プラ定事子子立援グ策	税 庭 日 生 士	ひ親庭生向とり	総的支のめ相窓の化業合な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業		ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 ロの強化事業
関東プロック	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	127	千葉県	0	0	0	0	0						(2/34)	柏館市田成東習市干市谷湖市市田成東習市干市公市市田成東書志流代明市市大市大市、市大市、市大市、市大市、市大市、市大市、東、市、市、大市、東、市、東、	旭市八子鎌市、浦印富山市、市大子鎌市、市代子・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	柏市、市川市、 松戸市、野田市、 流山市、我孫子 市、浦安市(9/37)	佐倉市、八千代 市、鎌ケ谷市、浦 安市、白井市	野田市(3/54)	松戸市(1/37)

Г							都道	前原県								市等				
							支援 金事業						就業・自立	支援事業	自立支援約	給付金事業				
				自立進計画	等業・自 立技セン 表	自支教訓給金業	高職訓促給今等業練進付祭	母父自支プラウス	親等 庭常	ひ親庭生向 と家等活上	総的支のめ相窓の化業合な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業		ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 ロの強化事業
	関東プロツク	13	東京都	0	0	0	0	0		0		中央区区产品的 (14/49)		小金井市 (1/49)	区、法、区、民、区、民、区、民、区、民、区、民、区、民、区、民、区、民、区、民、	北板足江子武市中調小市村市生東市武蔵市中調小市村市生東市武蔵市中調小市村市生東市武蔵市中国小東青市市市井町市立泊市図山城ある。山、東南・市・武蔵市村市生東市、東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	文墨品区並北板足八市梅昭町市野福東市福民区区、公豐荒区区、馬飾立、市布皇大、城、会工、区区、大田、市、市、市、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、村、	区、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定、定	新宿区、品川区、品川区、品川区、品川区、品川区、品で、 (世) 日本 (本) 日本	杉並区(1/49)

			1			ten sa	t etc 18								- m				
				1	白也	都道 支援	府県	_		1					市等				
						金事業						就業・自立	支援事業	自立支援制	給付金事業 				
			自立進計画	未・日 立技 授セン	- TAG	高職訓促給金事等業練進付等業	ロゾ 支援 プログ ラム策	の親庭日生支夷と家等常活援業	庭等	総的支のめ相窓の化業合な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等生 活向上事業	ひとり親家庭への 総合的な支援の ための相談窓口 の強化事業
関東ブロック	14	神奈川県	0	•	©	0	0	0		0	相模原市、厚木	横浜市、川崎市、 相模原市、横須 賀市(4/4)		相模原市、横須 関市、下、横須 銀市、市、市市市市、 東京原語の 東京では までは までは までは までは までは までは までは ま	相賀鎌小崎秦大市、陽本・大市、塚藤、市・大・大市、市・東京・東京・東京・東京・大市、東京・東京・大市、東京・大学・大・大学・大・大学・大・大学・大・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	横抵模原本。 市、市市、市、市市、市市、市市市、市市市、市市市、市市市、原本 市市、原立 下市、原运 下市、原运 下市、原运 下市、原运 下市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、东 (18/19)	相模原原市、平塚塚原倉庫市、平塚塚線倉庫市、中市市市市市市市市、東京東京、市市市、市市市、市市市市、市市市市、市市市市市、市市市市市、市市市市市、市市市市	相模原市、横須 賀市(4/33)	
中部ブロック	1:	新潟県	0	0	0	0	0	0	0		新潟市、長岡市 柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)		上越市、三条市、三条市、加市、加市、加市、十日时市、州市、州市、村市、村市、八市、村市、八市、八市、八市、八市、大鱼、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、	上越市、三条市柏市、新発田市、新発田市、新発市、十日町市、村上市、村上市、村上市、东东市、河东市、东京市、阿賀市、东东东、阿賀市、东东东、阿賀市、		外の市等在住者 分は県の事業対 象に含め実施)	外の市等在住者	
<i>д</i>	10	富山県	0	0	0	0	0	0	0		(0/10)	富山市(1/1)		魚津市、氷見市 滑川市、黒部市 砺波市、小矢部 市、南砺市、射	魚津市、氷見市 滑川市、黒部市 砺波市、小矢部 市、南砺市、射	富山市、高岡市、 魚津市、氷見市、 滑川市、黒部市、 碗波市、小矢部 市、南砺市、射水 市(10/10)	含め実施) (15/15)	(富山市以外の市 等在住者分は県 の事業対象に含 め実施)(14/15)	

						都道	府県				1				市等				
				母子	自立給付:	支援 金事業	母子・			総合的な		就業・自立	立支援事業	自立支援約	合付金事業				
			自立 促進 計画	家等業立援々庭就自支セラ	自支教訓給 立援育練付	高職訓促給等業練進付	父自支ロム定事・子立援グ策等業	の親庭日生支	5親庭生気	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭寺	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 ロの強化事業
	17	石川県	0	0	0	0	0		0		金沢市、かほく 市、小松市、羽 昨市、白山市 (5/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	小松市、輪島市、 珠洲市、加賀市、 かほく市、羽咋 市、白山市、能 美市、野々市市	小松市、輪島市、 珠洲市、加賀市、 かほく市、羽咋 市、白山市、能	加賀市、能美市、 野々市市(5/11)		(左記の市以外	
	18	福井県	0	0	0	0	0		0		越前市(1/9)	_	(0/9)	小浜市、大野市、	小浜市、大野市、 勝山市、鯖江市、 あわら市、越前	に含め実施) (9/9)	福井市、敦賀市、 小浜市、大野市。 鯖江市、あわら 市、越前市、坂 井市、南越前町 (9/17)	市等在住者分は 県の事業対象に 含め実施)	
中部ブロック	19	山梨県	0	0	0	0	0	0			都留市(1/13)	-	(0/13)	田市、都大月市、 田型市、南天月市、 証崎市、南東アル プス市、甲斐野市、 で、甲州市、中	田市、都留市、 山梨市、大月市、 韮崎市、南アル プス市、北杜市、 甲斐市、笛吹市、	田市、都留市、 山梨市、大月市、 南アルプス市、		(0/27)	
	20	長野県	0	0	0	0			0		長野市、上田市 (2/19)	(長野市在住者 分は県の事業対 象に含め実施) (1/1)	(0/18)	上版須伊市市市、岡丁市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	飯田市、諏訪市、 須坂市市、小野市市、 伊那市市、中野市市、 大塩尻市、佐久市、		松本市、上田市、 須坂市、伊那市、伊那市、 茅野市、千曲市、 安置野市市、上松 町、白馬村 (9/77)	に含め実施)	

						都详	府県								市等				
				母子		五支援 金事業	母子・	ひとり		総合 的な 支援		就業・自立	支援事業	自立支援	給付金事業				
			自立促進		支援 教育 訓練	訓練 促進 給付	父自支プラ定事子立援グ策	親庭日生	の親庭生向事の家等活上業	のめ相窓の化業 の談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
	21	岐阜県	©	©	©	0	0		0		飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	高市、開京 市、明市、明市、明市、明市、明市、明、美、中市、高市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市	瑞浪市、 羽島市、 羽島市、 美濃市、 美濃市、 美濃市、 土市、 京陽市、 京縣市、 京縣市、 京縣市、 市、 市、 市、 市、 市、 市、 市、 市、 郡上市、 郡上市、	外の市等在住者 分は県の事業対 象に含め実施)	(2/42)	岐阜市、関市、 可児市、瑞浪市 (4/42)	瑞穂市(1/21)
中部ブロック	22	静岡県	0	0	0	0		0	0			静岡市、浜松市 (2/2)		沼三市田磐掛御市野伊市京の市市市東富市市市場田市市場田湖、市、市場田湖、市、市場田湖、市、市場田湖、市、市場田湖、川場、市、東京・市、東京・市場田湖、、市市場、東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	市、伊東富市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、		袋井市、湖西市 (市以外の在住 者は県の事業対	湖西市(市以外 の在住者は県の	

						都道	府県								市等				
						支援 金事業				総合		就業・自立	支援事業	自立支援組	給付金事業				
			自立促進計画	寺業・担 立 援 セ 恵	自支教訓給金	高職訓促給公	母父自支プラ定事子子立援グ策	ひ親庭日生麦事とり家等常活援業	ひ親庭生向事と家等活上業	杉的支のめ相窓の化業ロな援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
中部ブロック	25	愛知県	0	0	0	0	0				名市、市上市、市市、市市、市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	市、岡崎市、豊田市(4/4)		市田瀬春市南安溝常小新大知市明田清屋み長、市田瀬春市南安溝常小新大知市明田清屋み長、南崎、市井津、市市市市市市市市市、市田豊・市区、東北南、市市市市市市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、高、豊田、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、曹・本・市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市市、市、市	市资香市、市安福等小知尾市、市资、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、西、居市、市、国、居市、市、西、居市、市、市、西、居市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	
	24	三重県	0	0	0	0	0	0	0		鈴鹿市、亀山市、 津市、志摩市、 伊賀市(5/15)	-	(0/15)	市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、 津市、松阪市、 伊勢市、鳥羽市、 志摩市、尾鷲市、	桑名四市、いなった。 市、市、市、市、市、日市・組市・保証市、化市・組下・経験・東市、市、市、、市、、東に、伊・京・市・市、、保伊・京・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	市、津市、伊賀 市、名張市(多気 町以外の町在住 者分は県の事業 対象に含め実	に含め実施) (29/29)	名張市(県内の 市等在住者分は 県の事業対象に 合め実施) (29/29)	

						都详	府県								市等				
					自立	支援				総合		大白, 堂坊	支援事業	白立支援	給付金事業				
			促進計画	辛業・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自立援育訓練	職業練進付	母父自支プラ定事子子立援ク策	日常	ひ親庭生向事とり家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
											大津市、彦根市、 近江八幡市、湖	大津市(1/1)	(0/12)		、大津市、彦根市、 長浜市、近江八				
	25	5滋賀県	0	©	0	0	0	0	©		南市(4/13)			幡市、草津市、 守山市、栗東市、 甲賀市、野洲市、 湖南市、高島市	展市、近江八 幡市、草津市、 等山市、野洲市、 甲賀市、野洲市、 湖南市、高島市、 東近江市、米原 市(13/13)	州市、湖南市、 東近江市(左記 以外の市在住者 分は県の事業対	住者分は県の事 業対象に含め実 施)(19/19)	町、竜王町の在	
近線	26	京都府	0	0	0	0	0	0	0		京都市、京丹後 市(2/15)		(0/14)	市、舞鶴市、綾 部市、市、綾 宮津陽市市市、八市市 東田市、京田市、八市市 京田市、八市市 京田市、八市市 京田市、八市市 京田市、八市市 (15/15)	京丹後市、南丹市、木津川市 (15/15)	市、舞鶴市、宇 治市、宮津市、 京丹後市(6/15)	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含めて実 施)(26/26)	綾部市、亀岡市、 長岡京市、南丹 市(6/26)	
畿ブロック	27	大阪府	0	0	0	0	0	0	0		大高市方池泉市木富川市泉市市方池泉市市大市、中南市方池泉市市南市,中南市市方池泉市市市市、市原市、中南市市、市原市、中南市、市区、市大、田田市大、市田市大市、市区、市、市区、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	高槻市、東大阪 市、豊中市、枚	咬田市、松原市 柏原市、交野市 (4/29)	高棉木房地泉市木泉林河原和柏市津藤市、野山、市田大津守小野市、東市和吹布、市尾市屋市、泉市、東市和吹布、市尾市屋野東、東市、東市、北京、市区市、東市、東市、北京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	天阪橋市方市 大原本市 大原体市 大原体市 大京 化二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二甲基二	高市方地泉市田市松箕河市石泉市市中岸市大路泉市田市松箕河市市市泉市市大山市市野市市大山市市野市市、市井四、市等泉和市市、市港、大、田田貝、屋野泉原門、寺條山市、田、東、田、東、田、東、田、東、田、東、東、田、東、東、東、東、東、東、東、	高市大学の東市大学の東市大学の東市大学の東市大学の東市大学の東市大学の東市大学の東	枚方市、貝塚市、 大木市、貝塚市市、 大阪市、東市、堺大阪市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東京、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	大阪市(1/34)

						都详	府県								市等				
						支援	1					就業・自立	- 支援事業	自立支援組	給付金事業				
			自立 促進 計画	等業・自 立接を表	自支援育練は	高職訓促給公	母父自支プラ定事・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン		ひ親庭生向事	総的支のめ相窓の化業合な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
近畿ブロッ	28	兵庫県	©	©	0	0		0	0		神戸市、豊岡市 加古川市、高砂 市、宝塚市(5/29)	尼崎市、西宮市(4/4)		西明芦相加の脇木西田山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	西市、小野市、三 田市、加西市、 山市、養父市、 丹波市、南あわじ 市、朝来市、淡 路市、宍粟市、	西宮市、尼崎市、 明石市、芹声市、 伊丹市、加市市、 市、赤川市、高 砂市、前東市、 三田市、朝来市	(政令市及び中 核以外の市等在 住者分は県の事		明石市、三田市 (2/29)
ック	29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	奈良市、桜井市、 御所市、葛城市 (4/13)			田市、大和郡山市、大和郡山市、大和郡山市、市、村市、福、京條市、市、市市、市市、市、市、市、京城市、宇陀市(12/13)		田市、橿原市、 五條市、衛芝市 生駒市、香芝市 (左記以外のは (左記以外のは 等在業対象に の事に の実施)(13/13)	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含め実 施)(39/39)	市等在住者分は 県の事業対象に 含め実施) (39/39)	
	30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0		和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市 (5/9)	和歌山市(1/1)		市、橋本市、有 田市、御坊市、 田辺市、新宮市、 紀の川市、岩出	田辺市、新宮市、			和歌山市(1/1)	

						都道	府県								市等				
					自立	支採				総合		就業・自立	支援 事業	自立支援組	合付金事業				
			自立促進計画	米立援セン ター事	自支教訓給金 立援育練付事	高職訓促給公	父子 自立 支援	税等 日常	ひ親庭生向事とり家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
	3:	1鳥取県	0	0	0	0		0	0		倉吉市(1/17)	-	(0/17)	若桜町、琴浦町、 北栄町、日南町、 日野町、江府町、 智頭町(9/17)	岩美町、若桜町、 八頭町、湯駅、北 町、琴浦町、北 栄町部町、日吉津香町 、日本町町、 11年町町、 117/17)		に含め実施) (19/19)	米子市、倉吉市 (2/19)	
中国ブロッ	33	2島根県	0	0	の全 市町	市町 村が	0	0	0		松江市、益田市 出雲市、隠岐の 島町(4/19)	-	(0/19)	出大江奥町郷津市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町 (19/19)	雲南市(左記以 外の市等在住者 分は県の事業対 象に含め実施) (19/19)	に含め実施) (19/19)	(県の事業対象 に含め実施) (19/19)	
ノロック	3;	3岡山県	0	0	0	0	0				(2/18)	岡山市(倉敷市 在住者分は県の 事業対象に含め 実施)(2/2)		津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、 津山市、玉野市、 総社市、備前市、 瀬戸内市、美作 市、浅口市、新 見市(10/18)	津山市、玉野市、 瀬戸内市、美作 市、新見市(7/18)	市(2/27)		
	34	4広島県	©	©	の全 市町 村が	◎ (県全町が海)	の全 市町 村が		©			広島市、福山市(2/2)		具三府庄東市 市市 下市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	東広島市、廿日 市市、安島市、廿日 市、江田町、江田町、 海田町、安芸市町 坂町、北広島町、北広島町、北広島町、北広島町、北広島町、	呉市、竹原市、 三原市、尾道原市、 三次市、庄原市、 東広島市、北 島町、府中町	三原市、三次市、 坂町(5/23)		

						都道	府県								市等				
				母子	自立給付:	支援 金事業	母子・	#1 1 / ·		総合的な		就業・自立	Z支援事業	自立支援統	給付金事業				
			自立 促進 計画	業が自 立援セン ター事	自支教訓給付	高職訓促給等業練進付	父子	親庭日生	5親庭生向表の家等活上表	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭への 総合的な支援のた めの相談窓口の 強化事業
中国ブロック	35	山口県	0	0	0	0	0	0	0		下関市、長門市 (2/14)	下関市(1/1)	(0/13)	山口市、萩市、 防府市、下松市、 岩国市、光市市、 長門市、柳井市 美祢市、周南市 山陽小野田市、	下期市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	(左記以外の市 在住者分は県の 事業対象に含め 実施)(14/14)	市等在住者分は 県の事業対象に 含め実施)	以外の市等在住	
	36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	阿南市(1/8)	-	(0/8)	小松島市, 阿南 市、吉野川市、	德島市、鳴門市、 小松島市、阿南 市、吉野川市、 阿波市、美馬市、 三好市(8/8)	小松島市、阿南 市、吉野川市、	に含め実施) (24/24)	(県の事業対象 に含め実施) (24/24)	
四	37	香川県	0	0	0	0	0	0	0		さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	坂出市、善通寺 市、観音寺市、さ ぬき市、東かが	高松市、丸亀市、 坂出市、善通寺 市、観音寺市、さ ぬき市、東かが わ市、三豊市 (8/8)	市、さぬき市、東 かがわ市、三豊 市(5/8)	以外の市等在住		
国ブロック	38	愛媛県	©	0	0	0	0	0			松山市、今治市、 八幡浜市、西予 市、東温市 (5/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	宇和島市、八幡 浜市、新居浜市 西条市、大洲市 伊予市、四国中 央市、西予市、	松山市、今治市、 宇和島市、八幡 浜市、新居浜市、 西条市、大川市、 西条市、四事市、四 伊予市、西予市、 東温市(11/11)	宇和島市、八幡 浜市、新居浜市、 西条市、大洲市、 伊予市、四国中 央市、西予市、	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含めて実		
	39	高知県	©	0	0	0	0				(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	安芸市、南国市 土佐市、須崎市 宿毛市、土佐清 水市、四万十市	高知市、京本 安芸市、冥画国市 安芸市、須崎市、 全佐市、土佐市、土佐清 水市、四万十市、 香南市、 (11/11)	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含めて実		(0/34)	

						都道	府県				I				市等				
					自立	支援				総合 的な		就業・自立	支援事業	自立支援組	給付金事業				
				家等業立援タ業 庭就自 シセー事	自支教訓給 白援育練付	高職訓促給<	父自支援 プラム ラム策	の親庭日生	ひ親庭生向事との家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業· 自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
	40	福岡県	0	©	©	0	0		0		北九州市、福岡市、筑莱野市、南 京筑市、宗東市、市 百日市、宮若市 (7/28)	市、久留米市	筑紫野市(1/25)	大市、市大型、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、市、大学、市、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	市大市川八大世前郡市市大市川大大世前郡市市、市东市市市、村田市市、市市市市、田市市、市市市、市市、市市、市市、市、市、市、市、市	市、久留米市、 直方市、飯塚市、 田川市、「宮若市、 福津市、朝倉市 (11/28)	市、久留米市、 飯塚市、田川市、 柳川市、小郡市、 春日市、大野城	市、福岡市、久 留米市以外の市 等在住者分は県 の事業に含めて 実施)(58/60)	
九州ブロック	41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0		佐賀市(1/10)	-	佐賀市(1/10)	鳥栖市、多久市、 伊万里市、武雄		外の市在住者分 は県の事業対象	に含め実施)	(県の事業対象 に含め実施) (20/20)	
	42	長崎県	0	0	0	0	0				長崎市、五島市 (2/14)	長崎市(1/1)	(0/13)	市、島原市、東京市、東京市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市市市市、市市市、西島市市、南島原市、南島原	長崎島大 市、原村本 市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、島原市、諫 早市、大村浦市、 平戸市、松浦市、 五島市、西島原 雲仙市、南島原	諫早市、大村市、 平戸市、雲仙市、 南島原市(7/21)	大村市、平戸市、 松浦市、対馬市、	
	43	熊本県	0	0	0	0	0		0	0	熊本市、山鹿市、 玉名市、天草市、 (4/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	人吉市、荒尾市、 水俣市、玉名市、 天草市、山鹿市、 宇土市、宇城市、 阿蘇市、合志市	熊人古市、八代尾市、八代尾市、八代尾市、八代尾市、大大学市市、工工等市市、工工等市市、市市市、市、市、市、市、下、阿维尔市、市、阿维尔(14/14)	水俣市、玉名市、 天草市、山鹿市、 合志市(7/14)	人吉市、水俣市、	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含め実	

						都道	府県								市等				
						支援 金事業				総合 的な		就業・自立	支援事業	自立支援約	合付金事業				
			自立促進計画	母家等業立援タポナ庭就自 支セー	自立支援育訓練	高等 職練 #	母父自支プラウチ子立援ロムな	世常 生活	ひ親庭生向事と家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	支援プログラム	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	
	44	大分県	0	0	0	0	0		0			大分市(県と共同 実施)(1/1)	(0/13)	中津市、日田市、 佐伯市、臼杵市、 豊後高田市、杵 築市、宇佐市、豊 後大野市、由布	大分市、日本市、中体的市、日本市、日本市、日本市、日市市、日市市、日本市、市市市市、日本市、市市市市市市市市	豊後大野市(県と 共同実施、大分 市以外の市在住 者分は県の事業 対象に含めて実		(0/18)	
	45	宮崎県	0	0	0	0	0	0			都城市、延岡市、 日南市(3/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	延岡市、日向市、 日南市、小林市、 西都市、えびの	宮崎市、都城市、 延岡市、日向市、 日南市、小林市、 西都市、えびの 市、串間市(9/9)	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含めて実	以外の市等在住 者分は県の事業	宮崎市(1/26)	
九州ブロック	46	鹿児島	©	0	©	0	0	0			阿久根市、薩摩 川内市、日置市 (3/21)	鹿児島市(1/1)		市根宿垂内於ちさ市州市根宿垂内於ちさ市州市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市	内市、日電高市、日電島市、保島市、霧野市、市、電場市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、県・町、保島町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、屋田町、田田町、田		鹿児島市(鹿児島 市以外の市等在 住者分は県の事 実対象に含めて 実施)(43/43)		
	47	沖縄県	0	0	©	0	0	0	0		那覇市、宜野湾 市、浦添市、豊見 城市(4/11)	(那覇市在住者 分は県の事業対 象に含め実施) (1/1)		宜野湾市、宮古 島市、石垣市、浦		宜野湾市(左記 以外の市等在住	以外の市等在住 者分は県の事業 対象に含めて実	に含めて実施)	

						鱼府県								市等				
			母子	自立給付:	支援 金事業	母子: 父子	71.61		総合 的な		就業・自立	工支援事業	自立支援統	給付金事業				
		自立促進計画	が等業立援、 対象を	自支教訓給金業立援育練付事	高等職業	文自支プラ策等業 立援ロム定事	親家 庭等 日常	親家庭等	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業		ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
	継続して 実施 (◎)	47	7 47	47	7 4	7 4	1 2	7 25	5 2		•		平	成26年度実施状	況	•		
都道 府県 合計	平成27 年度以 降に実 施予定	() () () (0	1	0 6	5 5	229/856 (26. 8%)	63/63 (100.0%)	20/793 (2. 5%)	801/856 (93.6%)	804/856 (93.9%)	560/856 (65. 4%)	953/1741 (54. 7%)	818/1741 (47. 0%)	7/856 (0. 8%)
	実施予定なし	() () () (0 ;	5 2	0 16	40									

<都道府県を含む実施状況>

			平	成26年度実施状	況			
	就業・自立	支援事業	自立支援網	合付金事業				ひとり親家庭へ
自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業· 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等事 業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業		の総合的な支援のための相談窓口の強化事業
276/903 (30. 6%)	110/110 (100.0%)	20/793 (2. 5%)	848/903 (93.9%)	851/903 (94. 2%)	601/903 (66. 6%)	980/1788 (54. 8%)	843/1788 (47. 1%)	9/903 (1.0%)

雇児福発 0122 第 1 号 平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 (公印省略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への 協力について(依頼)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年12月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現 況届の時期(8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が 抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めを促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主 旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくととも に、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいた します。

(参考資料)

別添1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5,6)

別添2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2,4)

別添3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1,6~8)

別添4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※参考資料の添付は省略。

- ◆事業名 : こども養育支援事業
- ◆兵庫県明石市(政策部市民相談室)
- ◆キーワード: 『こども養育支援ネットワーク』
- ◆事業ポイント
 - 〇庁内及び関係機関を含めた「こども養育支援ネットワーク」が構築されている。
 - ○各種相談体制を整備し、ワンストップサービスを提供している。
 - ○参考書式・パンフレット等の配布により、養育費や面会交流の取り決めを促している。

◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 26 年 4 月
②実施体制	明石市政策部市民相談室市民相談係
③スタッフ	市民相談係職員(弁護士、社会福祉士、臨床心理士を含む。)
	こども養育専門相談については、公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
	に委託
④事業内容	① 相談体制の充実化
	② 参考書式(合意書・養育プラン・作成の手引き)の配布
	③ 関係機関との連携
	④ 「こどもと親の交流ノート(養育手帳)」の配布
	⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布
	⑥ 親子交流サポート事業の開始
	⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の試行実施
⑤事業実績(H26年度)	こども養育専門相談:26 件
	講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」:参加者 25 名
⑥事業費 (H26 年度)	385,000円
	委託料、報償費、消耗品費、旅費

◆事業経緯

明石市では、「こども」を市政運営の特に重要なキーワードとして位置づけ、「こどもを核としたまちづくり」に積極的に取り組んでいる。まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時における「こども」の養育について支援を実施している。

事業経緯としては、平成24年4月の改正民法の施行に伴って、平成25年度から庁内での検討を開始し、平成26年2月には第1回「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催した。そして、平成26年4月から、①相談体制の充実化、②参考書式の配布、③関係機関との連携の3つを柱とした「こども養育支援事業」を開始した。

また、平成26年10月からは、④「こどもと親の交流ノート(養育手帳)」の配布、⑤パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布、⑥親子交流サポート事業の開始といった支援策を追加し、平成27年1月には⑦講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」を試行的に実施した。

◆支援対象者

支援対象者は、親が離婚又は別居しているこど もと未成年の子がいて離婚を考えている又は離婚 をした親である。

◆事業体制

政策部市民相談室市民相談係が主体であり、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の各資格を持つ市

職員が配置されている。

こども養育専門相談は、公益社団法人家庭問題 情報センター(以下「FPIC」)に委託している。

◆事業内容

① 相談体制の充実化

・ 弁護士による法律相談

離婚に関する相談だけでなく、法律問題全般の相談を受け付ける。兵庫県弁護士会から派遣された弁護士に加え、弁護士資格を持つ市職員が市役所のほか市内3か所にある市民センターで相談を担当している。

• 専門職総合相談

弁護士、社会福祉士、臨床心理士の各資格を持つ市職員による総合相談を受け付ける。病気等の理由で外出が困難な市民に対しては、専門職職員が市民の自宅等を訪問して、総合的な相談援助を実施している。

・こども養育専門相談

市が FPIC に委託しており、FPIC 大阪ファミリー相談室から派遣された、家庭裁判所調査官を経験した相談員が担当する。月1回3件までで、養育費や面会交流等のこども養育に特化した専門相談を実施している。

・法テラス窓口の設置

日本司法支援センター(以下「法テラス」)の 案内窓口を市役所内に設置している。

② 参考書式の配布

養育費や面会交流について取り決めを促すため、「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を作成、配布している。「こどもの養育に関する合意書」には、養育費に関して、養育費の額、支払期限、支払期間、支払方法等の項目が、面会交流に関して、交流の頻度と方法、場所、父母の連絡方法の項目が設けられている。

[こどもの養育に関する合意書]

	ては以下のとおりとします。 名前	性別	生年	月日		規權者
ふりがな		. 男	年	月 日生	2	• 60
ふりがな		女男	<u> </u>	100 July 100	100	3 12
3584	3 8	女	年	月日生	父	• #
2. 養育費						
(父・母) 的事情が変更した場	は〔 父 ・ 母 〕 に対して、 合には、協議の上変更すること	以下の条件	牛でこともの競	育費を支払う	こととします。 1	ただし、父母の経済
競育費の額	養育費の支払期限	-	つから	競育費の	支払期間 いつまる	7
				口滿() 歳の誕生/	目まで
月額	PI PI	A. 110.00 A. 100.00	決めの月から		校を卒業するま	た後の3月まで で
	ロ ()まで	0 ()から	口高校	口大学 口()) まで
				口満()歳の誕生	月まで
月額	口毎月()日まで	口この取	決めの月から	口海()歳に違し 対を卒業するま	た後の3月まで
7388	ロ ()まで	()から	口高校	口大学 口()
その他(入学 海当	図い事、入院や手術にかかる費用	異の合わけ	(2012)	0() まで
			- 2			
	養育費の支払方法(口座振込 第1子	の場合にか	かる手数料は、	支払者が負担	第2子	
金融機関名	銀行 信用金庫	協同組合				個用金庫 協同組合
本・支店名 口座の種類 静道	店 その他()	本・支店名口座の種類	普通	店 その他 ()
口座の番号		16.0	口座の番号			
口座の名義			口座の名義			
3. 面会交流		FORWIGAN 608	はかに会って料	ration -	- 181 - 18 4 - HEAD	音響サイギなどでの
流すること)につい	離れて暮らす父や母がこどもと では、以下のとおりとします。	足用10% 票	BEDSIC 2X D Cac	SEULO.	MICAL/UIC-O	MESS CAMPEC CX
ここともが望むときい	交流の頻度と万法	27/2	○ 公園・近路		ロメール	の連絡方法
3 () 週間に() 回程度 日帰り() [時間程度	ロ 面会する	関の自宅	口手紙	
つ()ケ月に(泊程度 時間程度	口その都度	総額	□ 電話 □ FAX	
		治程度			0 () を通じて
3 手紙や電話など(その他特記事項)			0 (
こともの書音について	、以上のとおり合意します。	-			- 100	
LL SUMME DUT			平原	Ř.	年月	В
2	, and a second	雷妖	- ()
		田メール	. (. 5
E.		緊急進	語先 ()
g						
現 〒()						
現 〒()	1 1					
名 現 〒() 主 新		16694				
氏 名		田 メール 緊急道				}

出典:明石市

「こども養育プラン]

			ことも	育プラ	ラン		ver,0
あ7	なたの賃貸プラ 朝ください。	ンを書き込ま	ましょう。こと	もの蔵育	こ関する	る新し合いのためのメモとし	ζ
					記入日	平成 年 月	8
					部入者	E8	
	ともの生活拠点						
	3子様が生活する婦	所を書き込みは 名前	(040.)	14.5	(生活の拠点	
1	5/07/8:			男・	女	父の家・母の家・その代()
子第2不	0.02.0			第 •	女	父の客・母の客・その他()
質	骨のための費用 (切なお子様の食や き込みましょう。	・ かな収長のため	に至われるお金です	. ಕಲ್ಲಿಕೊ	お母さん	が負担可能な範囲で必要と思われる	128A
	賃育費の8	ā	養育費の支	払時期		莨育に関する特託事項	
第1子	超	P3	から		まで		
第2子	月額	P3	から		まで		
	れて暮らすお父	+4. +M.					
23	交流の胎業	んやお母さんか き込みましょう と音法			って話を	したり、一緒に遊んだり、偽器や子	組存
(0)	他代で暮らすお父さ 変漢する方法を書 交流の絵を (こさもが写る) 連解との記程を 連解との記程を (子近や電話	んやお母さんか さ込みましょう と方法 きいつでも) 日帰り〇時開発 育注〇月根度)	お子様と定知的、報 。)		otie	したり、一緒に遊んだり、碌성やす	組収
(O)	交流の触差 (こどもが等むと 連絡につは程度 E 0ヶ月につ知程度	んやお母さんか さ込みましょう と方法 さいつでも) 日春から降郷料(おにつり) 日春と〇月県東(おなど)	(お子様と定約69、輪。)		って 能 を	したり、一緒に遊んだり、葉新中宇	組石
(2)	交流の検定 (こともが学むと 適隔につい程度 E (クヶ月につい程度 E (手紙や電影	んやお母さんからは込みよしょう と方法 さいつでで) 日最り〇階類別章 名など) 島が の称を産業など したの の称を変える したが したが したが したが したが したが したが した	(お子様と定形的3、種	林的C、会	つて記を	したり、一緒に遊んだり、葉新中子	組及
(2)	受流の始差 (ごともが学むと 関係との研究 (学新や電影 (学新や電影 (学新の形象) (学新の形象) (学新の形象) (学新の形象) (学新の形象) (学新の形象) (学術を持定的形象) (学新の形象) (学術を持定的形象) (学術を持定	んやお母さんからは込みよしょう と方法 さいつでで) 日最り〇階類別章 名など) 島が の称を産業など したの の称を変える したが したが したが したが したが したが したが した	(お子様と定形的3、種		って記を ·	いたり、一緒に遊んだり、葉新中子	HH.G.
(2)	交流の頻度 (こともが存むと は間に口いは鬼鬼 に のヶ月につばれ鬼ま のヶ月につばれ鬼ま (子近や電話	んやお母さんからは込みよしょう と方法 さいつでで) 日最り〇階類別章 名など) 島が の称を産業など したの の称を変える したが したが したが したが したが したが したが した	(お子様と定形的3、種	林的C、会	って 花 を	したり、一緒に盛んだり、電話や字:	444年

出典:明石市

③ 関係機関との連携

離婚や別居に伴う養育支援のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、 定期的に「明石市こども養育支援ネットワーク連 絡会議」を開催している。この会議での提案をも とに、こども養育支援事業の施策を展開している。

④ 「こどもと親の交流ノート(養育手帳)」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で 共有し、こどもの養育に役立てるため、こどもの 日常生活や面会交流の内容について記録するため の冊子(養育手帳)を希望者に配布している。

⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」 の配布

親が離婚する場合におけるこどもの気持ちを父母に伝え、こどもへの配慮を促すため、パンフレットを作成し、参考書式等とともに離婚届に挟んで配布している。親へのアドバイスや年代別のこどもの気持ちと対応の仕方が提示されており、また、母子・父子家庭への支援策の紹介として医療費の助成、各種手当や相談窓口等が記載されている。

⑥ 親子交流サポート事業の開始

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用してもらう。プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約もすることができる。市内に居住する中学生以下のこどもとの面会交流が対象となる。

⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の 試行実施

平成27年1月25日に、未成年のこどもがいて離婚を考えている又は離婚をした父母を対象に、離婚後の子育てに関する講座を試行的に実施した。

3部構成で、第1部は、市職員が養育費と面会交流や児童扶養手当などのこどもを支える行政サービスについて説明した。第2部は、離婚時にこどもが心配しやすいことやそれへの対応のしかたを学ぶため、こどもの気持ちを考えるワークショップ(FAIT プログラム)を行った。このプログラムは心理学を専門とする大学教授や臨床心理士らのグループが実施した。第3部は個別相談会で、弁護士職員と臨床心理士が相談に応じた。

◆関係機関との連携

左記のとおり、「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催している。参加者は市の関係部署、法テラス兵庫地方事務所、FPIC 大阪ファミリー相談室、兵庫県弁護士会、兵庫県臨床心理士会、兵庫県社会福祉士会、明石公証役場、弁護士、大学教員である。また、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

◆事業実績

平成26年度における離婚に関する法律相談は148件、こども養育専門相談は26件である。法テラス窓口への相談件数は900件以上で、うち離婚関連は180件以上である。

「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」は、平成26年2月、5月、8月に開催している。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」には、 定員 20 名を超える応募があり、25 名が参加した。

◆周知活動

こども養育支援事業については、市の広報紙で 特集を組んで紹介したり、自治会回覧で周知した りするなどしている。参考書式やパンフレット等 の配布物は、すべて市のホームページで公開して おり、自由に利用することができる。

◆事業予算

平成26年度の予算は、385,000円である。およそ半分はこども養育専門相談に関する FPICへの委託料である。

◆事業の効果

参考書式やパンフレットは、未成年のこどもの有無にかかわらず、離婚届に挟んで全員に配布している。市に提出するものではないため、利用状況を具体的に把握することは難しいが、市民からの問い合わせ時や、弁護士による法律相談の際にも説明に利用してもらうなどしており、一定の利用数はあるものと考える。また、FPIC 相談員からは「使いやすい」と評価されている。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」では、 参加者から「こどもへの対応を考えるいい機会と なった」などの感想があり、おおむね好評であった。

他の自治体や各種団体から、こども養育支援事業について、数多く視察や問い合わせを受けている。九州のある自治体や中部のある自治体では、明石市の参考書式を再配布しており、また、関東のある自治体では、明石市の参考書式をもとに作成した書式を配布することを検討している。

◆今後の目標

今後も「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」において必要な支援策を検討し、実施していく予定である。平成27年度には、親の離婚や別居を経験したこどもたちが体験を話し合うことができる「こどもふれあいキャンプ」を実施する予定である。

(施設数、里親数、児童数等 社会的養護の現状

被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的 約4万6千人。 に養護を行う。対象児童は、 保護者のない児童、

こおいて家庭	員5~6名)	担、4730	1/4×1/102	1 77 7	1,172人
養育者の住居において家庭	養護を行う(定)	* 1	蒸 1 :	** 本口 - **	安託児里数
ファミリー	オーケ				
委託児童数	4,731人	3,599人	700円	224人	702人
委託里親数	3,644世帯	2,905世帯	174世帯	222世帯	471世帯
登録里親数	9,949世帯	2,893世帯		3,072世帯	485世帯
らける養育を	ᅸ	養育里親	路 面 目 章	子緣組里	親族里親
家庭にお	里親に委	区公	1		録有り)
里親					

超認	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助ホーム
	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家 庭環境その他の 環境上の理由に より生活指導等を 要する児童	配偶者のない女 子又はこれに準ず る事情にある女子 及びその者の監 護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、 児童養護施設等 を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	7682
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

1,078か所	298か所
小規模グループケア	地域小規模児童養護施設

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在) ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設

のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在) ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在) ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

施設の小規模化と家庭的養護の推進

とができ、 ١J 可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てる 里親やファミリーホームなどを推進 施設のケア単位の小規模化、 社会的養護が必要な児童を、 よう、施設のケア単位の小規

1

より家庭的な養育環境

児童養護施設

地域小規模児童養護施設

(グループホーム)

大舎(20人以上)、中舎(13~ 19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合 0歳~20歳未満、

就学児童5.5:1(→4:1) 3歳以上 4:1(→3:1) 職員は施設長等のほか

*()は27年度予算

定員33,579人 現員28, 183人 601か所

小規模グループケア

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う 分園型) 1グループ6~8人 (乳児院は4~6人) 本園ユニットケア

職員1人+管理宿直

1,870か所(乳児院等を含む) 26年度1,078か所 31年度目標

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前

133か所

022人

現員3,

定員3,872人、

養護十乳児十里親+ファミリーホーム Ш 委託率

ユールールシュリーボール

里親等

% 7 Ø →31年度目標 2% 10. 27年3月末

里親等を各概ね3分の1 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに →41年度までに、本体施設、グループホーム、

※[31年度目標]は、少子化社会対策大綱

施設数、ホーム数 (FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。 登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。

ファミリーホーム 居型 児童養育事業 小規模住

養育者の住居で養育 を行う家庭養護

職員2人+非常勤1人+管理宿直

定員6人

26年度298か所→31年度目標390か所

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを

活用して家庭的養護を行う

養育者及び補助者 合わせて3人 定員5~6人

26年度257か所 →31年度目標

520か所 将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に 委託する家庭養護

児童4人まで

9,949 市部 7,893市部 **半中9/9** 3,072 市帯 養子緣組里親 35養育里親 登録里親数 専門里親 親族里親 3,644世帯 4, 731人 委託里親数 委託児童数

養育里親登録9,800世帯 850 市部 →31年度目標 専門里親登録

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する 児童等が共同生活を営む住居に 26年度118か所 おいて自立支援

→31年度目標 190か所

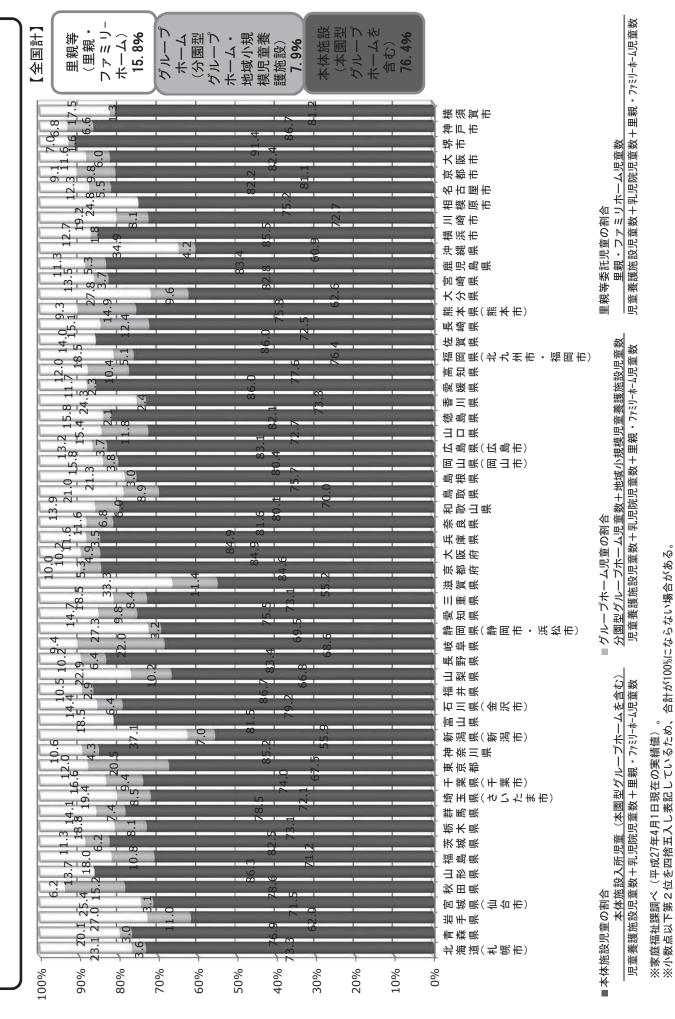
児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が 定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果(平成27年9月末日現在)

【結果の概要

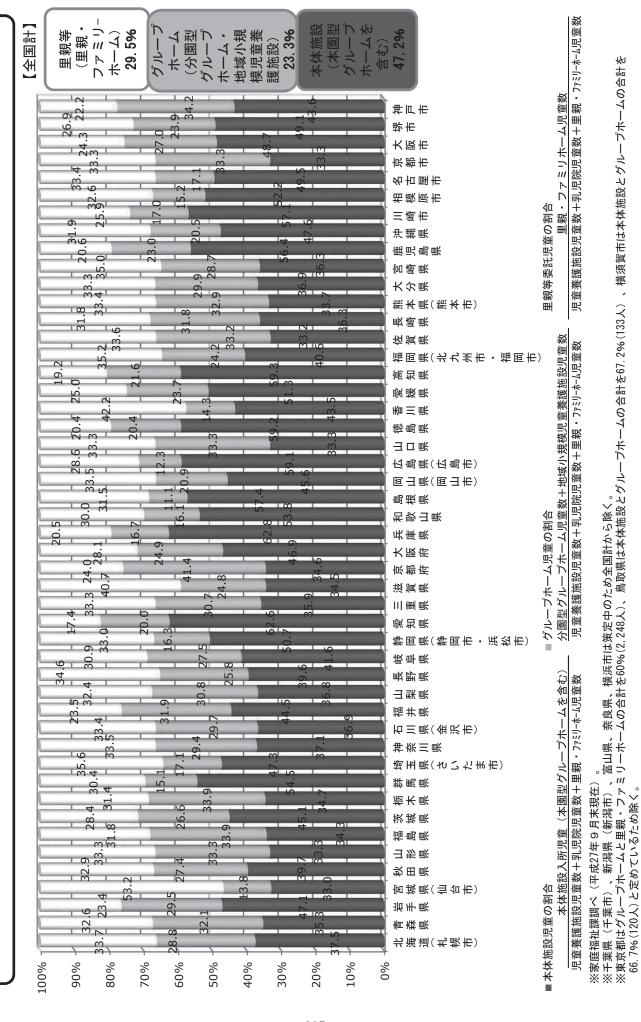
- 全69自治体のうち、62自治体(89.9%)が都道府県推進計画を策定済。7自治体(10.1%)が策定中。
- ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度(平成41年度)に見込まれるそれ ぞれの割合は47.2%、23.3%、29.5%となっており、目標とする水準 (※) は未達成となっている。 「グループホーム入所児童の割合」、 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、 . N
- 7. 9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が15. 8%であり、これを最終年度までにそれぞれ 平成27年4月1日現在では、本体施設入所児童の割合が76.4%、グループホーム入所児童の割合が 「概ね1/3」ずつに することを目標としている。 X
- 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県(仙台市を含む)53.2%、香川県45.2%、 滋賀県40.7%など、 高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね1/3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては 随時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。 ო

	平成27年 4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68. 2%	58.1%	47.2%
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.4%	16.9%	23.3%
里親・ファミリーホームへの委託児童 の割合	15.8%	20.4%	25.0%	29. 5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注1)「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。 (注2)「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア(分園型)及び地域小規模児童養護施設を指す 注3)小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。



(平成41年度末) 仁 等への委託児童の割 黯 H 畾 蚪 ム入所 プポー グド 画における本体施設入所児童 県推進計 使 都道月



県の目標割合は「将来的に、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが

※静岡県の数値は、各施設の家庭的養護推進計画の数値を積み上げたもので、県の目標割合とは異なる。 需要量の概ね1/3ずつを受け入れられるような受け皿となることを目指す」としている。 ※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

⁻³²⁵⁻

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

平成28年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進

278億円(平成28年度予算案) 1 1, 188億円(平成27年度予算額)

児童入所施設措置費等

:1,140億円

なが、ア 57億円 次世代育成支援対策施設整備交付金: 児童虐待·DV対策等総合支援事業

(1) 施設における家庭的養護の推進

児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】 0

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの 委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グルー

プケア等の実施を推進する。

く社会保障の充実>

[量的拡充]

受入児童数増への対応

児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員 1名を配置

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グルー 【質の向上】 ① 児童養 (N)

里親等を1/3ずつにする) プポーム、

なが

[児童入所施設措置費等] [次世代育成支援対策施設整備交付金]

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】 0

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行 ις

また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

里親委託の推進等 (2)

里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニング 里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、 などを行う。 さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託 した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築 を図る。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大す るための取組を新たに実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】 0

里親委託児童が医療機 里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、 に通院する際の交通費加算を創設する。

[児童入所施設措置費等]

施設機能強化推進費の充実【一部新規Ŭ 0

- 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入 児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。
 - 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。 (N)
 - 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

[児童入所施設措置費等]

被虐待児童などへの支援の充実 (၈

児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】 0

- 児童家庭支援センターのか所数の増を 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援セン|るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。 図るとともに、

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

指導委託促進事業の創設【新規】

C

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援 センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

[児童虐待·DV対策等総合支援事業]

〇 家庭支援専門相談員の複数配置 [拡充]

رے 施設の規模に応 ころを、 1名配置となっていると 施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設1 名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。 S

[児童入所施設措置費等]

[児童入所施設措置費等]

「情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

児童養護施設等の職員の人材確保対策

0

①児童養護施 長、②学生等の 社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、① 設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、 就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

(参考) 【平成27年度補正予算

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

0

た場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職 に必要な各種資格を取得するための経費について、2年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間就業を継続し

70億円

○ 児童養護施設等における小規模化等のための整備

10億円

入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備 子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、

児童養護施設等における学習環境改善

0

2億円

に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。 児童養護施設等| 就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、

〇 児童保護費負担金等の追加財政措置

13億円

平成27 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政 措置を行う。

里親等委託率

里親等委託率の推移

養護を行うことができる制度 家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、 〇里親制度は、

5%に上昇 平成15年の8. 1%から、平成27年3月末には16. 〇里親等委託率は、 ドリーボー アレ 〇少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、 四種 平成31年度までに22%に引き上げる ムを含めた里親等委託率を、

	児童養護施設	施設	乳児院	- 017.	里親等※1	<u>*</u>	合計	
年度	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合(%)	委託児童数 (人)	割合(%)	児童数 (人)	割合(%)
平成15年度末	29, 214	84. 0	2, 746	7.9	2, 811	8.1	34, 771	100
平成16年度末	29, 750	83. 3	2, 942	8.2	3, 022	8.5	35, 714	100
平成17年度末	29, 765	82. 5	3, 008	8.4	3, 293	9.1	36, 066	100
平成18年度末	29, 808	82. 2	3, 013	8.3	3, 424	9.5	36, 245	100
平成19年度末	29, 823	81.8	2, 996	8. 2	3, 633	10.0	36, 452	100
平成20年度末	29, 818	81.3	2, 995	8.2	3, 870	10.5	36, 683	100
平成21年度末	29, 548	80.8	2, 968	8. 1	4, 055	11.1	36, 571	100
平成22年度末	29, 114	79.9	2, 963	8. 1	4, 373	12.0	36, 450	100
平成23年度末	28, 803	78.6	2, 890	7.9	4, 966	13. 5	36, 659	100
平成24年度末	28, 233	77. 2	2, 924	8.0	5, 407	14.8	36, 564	100
平成25年度末	27, 465	76. 2	2, 948	8.2	5, 629	15.6	36, 042	100
平成26年度末	27, 041	75. 5	2, 876	8.0	5, 903	16.5	35, 820	100

ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。 ※1「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。 ※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

뜎鴻県

静岡市

%Z'68 32 迴ע別 %Þ.2£ 新潟市 %9'₺ᢄ 共羈账 %7.15 %4.25 %4.55 滋賀県 福岡市 さいたま市 %1.82 %2.82 %1.82 北海道 大分県 山梨県 %0'87 非半账 %S'SZ 华田県 %8.EZ 当中市 %9.12 %8.22 %8.22 %9.22 札幌市 島根県 青蔟県 迴上副 %8.02 %8.02 %8.12 栃木県 乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・ファミリーホーム委託児 鳥取県 三雪卡 %8'02 干葉県 %0.02 海三県 %Z'6T 浜松市 %2.61 迴二歐 %0'6 干業市 %5'21 %5'21 %0'21 %9'91 三重県 石三県 福国県 数 埼玉県 アツーホーム委託児童 %9.91 福電県 %p'9I 横須賀市 6年度末 %6'ST %8'ST 奈良県 海島県 %8'51 = %8'51 | %9'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 | %2'51 群馬県 三口県 岷喧県 自治体間の格差が大きい 密知県 和歌山県 %Z'+I %Z'+I 北九州市 (秋田県) (新潟県) (中限 迴擊凾 里親 佐賀県 神光子 広島市 茶城県 託極 広島県 出庫県 % % % 懐浜市 福知県 罴 D -度福祉行政報告例 4 名古屋市 東京都 相模原市 99 里親 -愛媛県 %S'TT %T'TT 4 Ш 田田田 鹿児島県 ₩ % 洒 %6'0T 化 都 在 州 %8.01 %8.01 大阪市 県市 淵 全最最国小大 **体茶三**県 单 門番 %9'0T 熊本県 罴 Ö %I.0I 長距県 都道府 Ø %∠'6 %S'6 ₩ 熊本市 罴 定 宗都市 鹅 栅 %t'6 計 福井県 %5.7 %8.8 %1.9 %2.9 鹅 뻬 货卓県 Ш 金沢市 資料 神戸市 大阪府 × 界市 %1.9 秋田県 %0: 0.0% 40.0% 35.0% 25.0% 15.0% %0: 45.0% %0: 10.0%

%Þ:IÞ =

N

₩

တ

ဖ

等委託率の差

府県市別の里親

里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

里親等委託率を大幅に伸ばした 4%へ増加するなど、 9%から32. 福岡市が6. 〇過去10年間で、 県・市も多い。 里親支援機関の充実、体験発表会 様々な努力が行われている。 これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、 や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じたロコミなど、 0

		増加幅	里親等	里親等委託率
		(16→26比較)	平成16年度末	平成26年度末
_	福岡市	25.5%增加	6. 9%	32. 4%
2	大分県	21.1%増加	7. 4%	28. 5%
3	さいたま市	20.7%增加	11.0%	31. 7%
4	静岡県	16.6%增加	10.6%	27.2% (静岡市·浜松市分を含む)
5	石川県	15. 4%1曽力口	2. 1%	17.5%
9	富山県	14.3%增加	7.3%	21.6%
7	岡口県	13. 7%1曽力口	5.5%	19. 2%
8	香川県	13. 5%增加	6.5%	20.0%
6	栃木県	13. 4%增加	7.9%	21.3%
1 0	福岡県	13.0%增加	4.0%	17.0%

、岩手県17.6%増 (10.4%→28.0%)、仙台市:12.2%増(11.6%→23.8%))が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。 ※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい (宮城県:29.5%増(8.0%→37.5%)

子がもと

委託の打診と説明、

里親支援機関事業の拡充について

く既存の3事業に以下の2事業を追加>

〇共働き家庭里親委託促進事業(仮称

共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間及び土日祝日の相談体制を整備するとともに、 里親委託と就業との両立が可能となるような取組について官民連携の下でモデル的に実施し、分析・検証の成果を全国的に普及

自立支援計画策定等支援事業 0

当該業務に係る経費について補助する。 委託した場合には、 児童相談所から以下の業務を里親支援機関に委託できることとし、

委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施 委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成

①

通

【平成28年度予算案】

〈里親支援機関事業〉

里親制度普及促進事業

1)普及啓発

●里親委託推進・支援事業

①里親と施設入所児童との交流機会の提供等 ②里親等への訪問支援 ③里親等による相互交流

①末委託里親へのトレー 里親トレーニング事業

新,其働き家庭里親委託促進事業(仮称)

①平日夜間及び土日祝日の相談体制整備

②里親委託と就業との両立が可能となるような取組 のモデル的実施、分析、検証

ĺ

| | | |

ĺ

く児童相談所> (※業務の一部のみ抜粋)

児童相談所より以下の業務を受託して行う 新自立支援計画策定等支援事業(仮称) ①委託候補里親の選定、 ※里親委託に係る 児童相談所業務

里親の面会の実施

の一部を里親支援機関へ委託

●里親委託児童に係る自立支援計画の作成

(マッチング(合む)

里親への委託

里親委託児童に係る自立支援計画の作成

-332-

①里親と施設入所児童との交流機会の提供等

里親等による相互交流 ②里親等への訪問支援 ③里親等による相互交

里親トレーニング事業

①未委託里親へのトレ

里親委託推進・支援事業

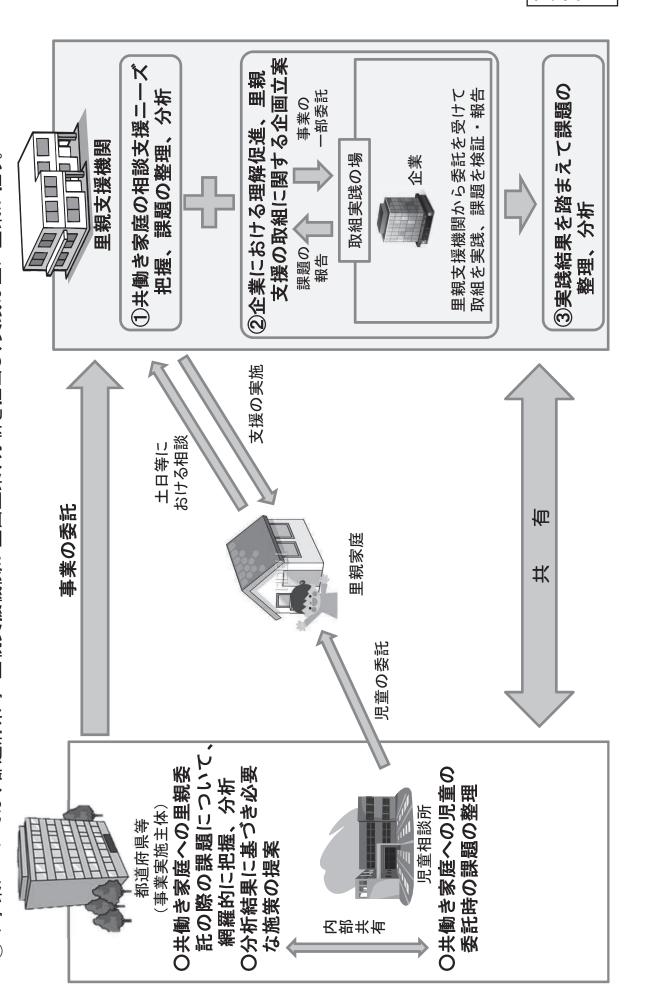
里親制度普及促進事業

①普及啓発

く里親支援機関事業>

共働き家庭里親委託促進事業について

②の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案、分析を担当し、実践は主に企業が担う。 ①の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案・実践・分析を担当。



〇里親支援専門相談員の配置状況

・里親支援専門相談員は、3年間で約3倍の配置状況(H24:115人 → H27:368人)

l		H2				-	3		-		-				-												2				_			_			28
			徳島	香川	要 媛 県	高	福岡県	佐 賀 県	長崎県	就本 県	大分県	歐) 庭児島県	冲 縄 県	礼幌市	中中	さいたま市	十	룎	川崎	相模原市	新潟	静岡) 浜松市	名古屋市	京都	К	裕	神戸	田田	広島 市	쓔	福岡市	熊本市	横須賀市	金沢市	
L			36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	56	57	28	29	09	61	62	63	64	65	99	67	89	69	
_																																					
		H27	6	5	1	-		က		2	7	3	20	8	22	10			2	2	1	2	6	2		8	2	1	20	9	2	-	2		1	4	∞
	護施設	H26	9	5	1	1		3		3	9	3	20	8	22	10			2	1	1		8	4		6	2	1	20	5	2	-	2		1	3	9
(か所)	児童養護施設	H25	5	3	1	1		2		2	5	3	10	2	22	6				1	1		4	3		2	2	1	16	5	2		2			2	9
員配置数		H24	3		1			-		1	2	3	2	4	14	3				1	1			2			1		6	4			1			1	5
里親支援専門相談員配置数		H27	1	3	1		1			3	3		3	1	10	2					1		1		4	3	1	2	4	1		-	2				-
里親支援	乳児院	H26	1	3			1			2	3		3		6	2					1		2		4	3	1	2	4	1		-	2				-
	乳児	H25								2	2		2		6	2					1		1		2	1	1	2	4				2				-
		H24									1		1		9	1					1				1		1		3				2				-
			滇	尚	心	些	⊪	些	些	当	当	些	当	些	都	当	当	谱	心	尚	谱	当	当	账	当	当	谱	府	班	谱	⊪		谱	⊪	尚	当	账
			典	楪	₩	갩	田	半	岨	ע	K	皿	H	批	屺	禁三	觋	Ξ	Ξ		黙	돮	빠	匨	知	#	詞	都	滪		良	和歌山		桕	Ξ	岨	П
			뀨	非	班	[H]	湬	Ξ	神	茶	摐	推	卆	₩	展	申	新	ED)	伍	畑	Ξ	岷	母	静	腳			灬	К	此	袱		宣	岨	迢	Ā	크
			1	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

						里親支援	里親支援専門相談員配置数(か所)	員配置数	(か所)		
					到是	尼院			児童養	児童養護施設	
				H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
36	钷	崛	账			-	-	-	-	-	-
37		≡	≕						-	-	-
38	膨	凝	⊪								
39	硘	女	些	-	1	-	-			2	2
40	悍	匨	⊪	3	3	3	3	4	7	10	6
41	佐	賀	心		1	1	1	1	3	4	4
42	単	雪	谱	1	1	1	1	2	2	4	9
43	淵	₩	⊪					2	2	9	8
44	К	尔	账	1	1	1	1	4	7	6	6
45	Ш	雪	些					-	1	1	2
46		鹿児島	巡			2	3		1	8	13
47	共	離	账		-	-	-	2	2	2	က
48	¥	犚	Æ	1	-	-	1	2	2	2	3
49	₩	4□	中			1	1			1	3
50		さいたま市	#			-	-			-	-
51	#	批	₩						-	3	3
52	構	洪	中		3	3	3				
53		雪	₽			1	2	1	1	3	4
54		相模原市	Æ			1	1		1	2	2
55	兼	赈	₽								
56	静	匨	₽						-	-	-
57		첝	₽						-	-	-
58		古屋	Æ		-	-	3		-	-	-
59		鹈	京都市		1	2	2		4	7	7
09		逫	₽	2	3	4	4	2	9	6	10
61			₽					2	4	4	4
62		屸	₽		3	3	3				
63		∃	₩				1			-	3
64		岨	₽	1	1	1	1	1	1	1	1
65		北九州市	七				1	1	1	1	1
99	悍	遐	₽		1	2	2		-	-	-
67	非	₩	中	1	1	1	1	1	1	3	3
89		横須賀市	₩								-
69	徘	民	₽								2
		盂		29	22	79	88	98	171	246	280

※雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調ベ ※平成24年度は11月1日現在、25年度から27年度は10月1日現在の状況

養子縁組あっせん事業の状況について

) 民間事業者の養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行 もをいう。

- (家庭福祉課調べ) 平成24年度115人 (15事業者の計) 民間事業者による養子縁組成立数 *
- 平成25年度353人(家庭福祉課調べ) 養子縁組による措置解除数 児童相談所も養子縁組あつせんを実施。 民間事業者のほか、 *

)営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止。
- ※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- 業として実施する場合は、<u>社会福祉法</u>の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要。
- 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない 50万円以下の罰金)が科せられる。 場合は罰則(6月以下の懲役、 **※**

)養子縁組あっせん事業に関する留意事項

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 「養子縁組あっせん事業の指導について」(平成26年5月1日
- 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。
- 児童の権利条約の規定を十分に尊重するための遵守事項を規定
- 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定 *
- 事業の適正な運営を担保するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定
- 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法等を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等 を規定。また、営利目的が外形的に疑われるような事業運営(関連会社の設立など)を禁止。 *

「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

(平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

- 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定
- 養親希望者等への説明等を規定 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、

家庭福祉課調べ

(平成27年10月1日現在) 養子縁組あっせん事業者一覧

	所管(所在) 都道府県市名	事業者名	運営主体	(所在地自治体) 事業開始年度
_	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけつと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	医療法人 きずな会	医療法人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	任意団体	平成22年度
2	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
9	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
7	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
∞	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
6	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
10	東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
=	滋賀県	神野レディスクリニック	医療法人社団	平成25年度
12	和歌山県	NPO養子緣組支援協会 STORK SUPPORT	NPO法人	平成27年度
13	省口巾	田中病院	医療法人社団	平成25年度
14	仙台市	シャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
15	横浜市	YIAA (Yokohama International Adoption Association)	個人	平成25年度
16	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
17	大阪市	家庭養護促進協会[大阪事務所]	公益社団法人	昭和36年度
18	大阪市	NPO法人全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
19	神戸市	家庭養護促進協会[神戸事務所]	公益社団法人	昭和36年度
20	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
21	広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
22	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

平成27年度 情緒障害児短期治療施設の施設数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数
1	全 国	
1	<u>北海道</u>	
2		
3	青岩宮秋山福茨栃群埼千東 原県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	
4		
5	秋 田 県 山 形 県 福 島 県 茨 城 県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨 城 県	
9	析 木 県 群 馬 県 埼 玉 県 千 葉 県	
10	群 馬 県	
11	埼玉県	
12	千 葉 県	
13	東京都	
14	神奈川県 新 潟 県	
15	新潟県 富山県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県	
20	長 野 県	
21 22	岐 阜 県 静 岡 県	
22	静 岡 県	
23	愛 知 県	
24 25	<u>三重県</u> 滋賀県	
25	滋賀県	
26 27	京 都 府 大 阪 府	
27	大 阪 府	
28	大兵奈和島島岡広山 徳香愛高福佐長熊 開県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	
29	奈 良 県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広 島 県	
35	山口県	
35 36	徳島県	
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	
41	佐 智 県	
42	長崎県	
43	能太星	
44	大 分 県	
45	宮 崎 厚	
46	<u> </u>	
47	鹿児島県沖縄県	
48		
49	札 幌 市 仙 台 市 さいたま市	
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	千 葉 市 横 浜 市	
53	川崎市	+
54		+
55	新潟市	<u> </u>
56	相模原市 新 潟 市 静 岡 市	
57		<u> </u>
58	名古屋市	+
59	京都市	
60	京都市大阪市	+
61	大 阪 市 堺 市	
62		+
63		+
64	岡山市	
64	広島市	
	北九州市	
65	# 	
66	福岡市	
66 67 68		

資料:家庭福祉課調べ[平成27年10月1日現在]

退所児童等アフターケア事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

事業内容

生活 福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。 児童福祉や就業支援に精通したスタッフ 見交換, 支援、

- (1か所当たり) **助単価(27年度(1か所当たり** ①退所児童等アフターケア事業 2
- 7,568千円 5,729千円 ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業
- ※社会福祉法人等に委託して実施することも可 児童相談所設置市 都道府県、指定都市、 実施主体
- ※児童虐待·DV対策等総合支援事業 算補助 予 補助根拠
- 児童相談所設置市1 ・指定都市・中核市 (都道府県 S / H
- の一体的実施 と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」 平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施 →平成26年度予算より一体的実施。 「退所児童等アフターケア事業」 X

ターケア事業 Ď 退所児童等ア

主な事業内容

- 〇退所前の児童に対する支援
- ・社会常識や生活技能等修得するための支援
- ・進路等に関する問題の相談支援
- ・児童同士の交流等を図る活動
 - 〇退所後の支援
- 住居、家庭等生活上の問題の相談支援
- 就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
 - 児童が気軽に集まる場の提供、自助グルー 活動の育成支援

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

主な事業内容

- 適切な職場環境の確保
- 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後 のフォローアップ

 - ※児童の保護者も事業の対象 ※従来の退所児童等アフターケア事業 と別の事業者で実施することも可能

一体的 自立支援を 両面からの 就業支援、 生活支援 10 児童に対す (証 退所

期待される 主な効果

- 生活面、就労面のそれぞ れあった相談窓口が一本 (退所(前)児 〇退所(前)児童面からは、 化される。(退所(前)⁾ 童の相談時の負担軽減)
- 活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。 ○事業者面からは、退所 (前)児童の個人情報が生

補助率

Ŋ

4

ന

退所児童等アフターケア事業実施状況(平成27年10月1日現在)

25 自	1 1 2 1		星業 量		
沿体	目治体名	事業所名 31か所	個人名又は団体名	事業者分類	
-	析木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他の法人	生活支援及び 就業支援
c	¥ #	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び 就業支援
7	张 引 写	児童養護施設退所児童 希望の家事業	公益社団法人埼玉県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
		日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援
က	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援
		特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	NPO	就業支援
4	神奈川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
2	石川県	石川県	石川県	都道府県,市区町村	生活支援
9	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	社会福祉法人	生活支援
7	多数	株式会社メディアベース	株式会社メディアベース	その他の法人	生活支援及び 就業支援
`	张 面 益	社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
8	滋賀県	ぴっつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
6	大阪府	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
10	兵庫県	兵庫県	兵庫県	都道府県•市区町村	生活支援
11	奈良県	特定非営利活動法人おかえり	特定非営利活動法人おかえり	OBN	生活支援
12	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	OdN	生活支援及び 就業支援
13	鳥取県		一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び 就業支援
14	広島県	児童アフターケア事業所・カモミール ※平成28年2月事業開始予定	特定非営利法人どりいむスイッチ	NPO	生活支援

退所児童等アフターケア事業実施状況(平成27年10月1日現在)

25自	} ; †		運営事業者		
治体	目治体名	事業 5 分割 3 1 か 5 分割 5	個人名又は団体名	事業者分類	
15	德島県	ほなな・ほーむ	一般社団法人徳島県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
ų.	古作品	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
<u>o</u>	E E E	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
17	福岡県	特定非営利法人そだちの樹 ※平成27年11月事業開始予定	特定非営利法人そだちの樹	Odn	生活支援
18	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援
19	札幌市	ヒューマンリンシア株式会社	ヒューマンリンシア株式会社	その他の法人	就業支援
20	横浜市	よこはま PortFor	ブリッジフォースマイル	Odn	生活支援及び 就業支援
21	浜松市	しいの木 ※平成28年度2月事業開始予定	社会福祉法人葵会	社会福祉法人	生活支援
99	# #	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
77		サロン・ド・ソワレ	大阪市児童福祉施設連盟	その他	生活支援
23	4	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
24	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
25	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び 就業支援

身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助 を行う。

ファミリーホーム、 里親、 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、 〇対象施設等…児童養護施設、

就職やアパート等を賃借する際に、

児童相談所一時保護所(一時保護委託含む)、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人 保護施設、婦人相談所一時保護所(一時保護委託含む) 〇対 象 者…上記施設等を退所(措置解除)する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、 身元保証人を確保できない者 〇対象となる…①施設長(②~⑤を除く)、②里親:児童相談所長、③ファミリーホーム:養育者又は 保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム:設置(経営)主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時 保護所(児童・婦人)…それぞれの所長

. ผ

をる **補助単価(27年度**) 年間保険料 就職[10, 560円/1人]、アパート等賃借[19, 152円/1人] 〇保証範囲…①就職:被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位: 利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対す. 利用しる

②アパート等賃借:被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害 る債務のうち、 に対する保証

…①就職:200万円、②アパート等賃借:120万円 O保証限度額

る町村 都道府県、市及び福祉事務所を設置す 実施主体 実施主体 ო

全国社会福祉協議会 運営主体 運営主体

DV対策等総合支援事業 ※児童虐待 算補助 肣 補助根拠 4

国1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2) 補助率 Ŋ

般市及び福祉事務所設置町村が措置 4 般市及び福祉事務所設置町村 1、 ※母子生活支援施設について、一 4 都道府県 1. ď 围

8歳以降の措置延長制度について

- 0縣米湖 S 必要な場合には、 児童養護施設や里親については、 〇児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、 まで措置延長できることとされている。
- 退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。 〇実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く
 - H22:153人(9. 6%)→H23:182人(11. 8%)→H24:263人(16. 2%)→H25:231人(13. ※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

4%)

第31条(保護期間の延長等) 児童福祉法

<u>施設、・・・、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、・・・、引き続</u> <u>き</u>同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる<u>措置を採ることができる</u>。 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は<u>児童養護</u> N

児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

- (5)在所期間の延長
- 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで
 - 持に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。 略)更に施設入所を継続させることができる。
- 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の 状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年 限を付して保護者、施設長に通知する。 7

雇児発1228第2号) 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について (平成23, 12, 28

- ₩ 18職 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、 …、満18歳 超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。 具体的には、
 - 栅
- もに、 لد るイ どの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認す、 長することが必要と判断された場合に活用すること。 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその得延長することが必要と判断された場合に活用すること。

第三者評価受審完了状況集計結果

自治体合計		6901	COOT
援施設	H26	154	242
活支	H25 I	71	
母子生		17	
簑施設	H24 H25 H26 H24	39	58
立支援施	H25	13	
児童自	H24	9	
旱児 施設	H26	19	38
斯障害 治療	4 H25	18	
情約 短期	H24	1	
	9	29	130
乳児院	H25	51	
her f	H24	12	
布記	H26	322	595
児童養護施	H24 H25 H26 H24 H25 H2	221	
児童	H24	55	

※1 平成27年2月28日現在の受審結果(3月は見込み)である。	※2 第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。	※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。
88	374	601
Н24	Н25	Н26

第三者評価機関全国推進組織認証数

2												
評価機関数	1	2	1	1	3	2	4	1	2	4	1	132
県名	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
評価機関数	0	2	6	4	2	2	1	1	3	1	1	1
県名	滋賀	京都	大阪	世	奈良	和歌山	鳥取	島根	田畑	広島	口川	徳島
評価機関数	14	7	1	2	3	0	0	3	2	3	7	4
県名	東京	神奈川	新潟	川豊	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	重三
評価機関数	9	1	1	3	2	1	3	1	1	2	4	9
県名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	十

平成28年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野:国立武蔵野学院 きぬ川:国立きぬ川学院

	研修種別「テーマ」	対象者	研修目的	期間	会場	募集人数	申込〆切	
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H27.4月以降に 着任した施設長 (着任予定の者)	新任施設長として児童自立支 援施設運営上必要な知識と技 術を学ぶ義務研修	前期 H28.5.18~5.20 OJT H28.5.21~10.2 後期 H28.10.3~10.5	武蔵野 各職場 きぬ川	20名	4/18 (月) 必着	
2	スーパーバイザー研修	ス-パ-バイザ-又 は指導的立場に ある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネシ、メント・ス-ハーヒ・ションを学ぶ研修	H28. 6.14∼ 6.17	武蔵野	30名	4/18 (月) 必着	
3—1	中堅職員研修 コース I 「児童自立支援施設における ソーシャルワークと親子関係再構築支援」			H28. 9.13∼ 9.16	武蔵野	30名		
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「性加害の理解と支援」	設での勤務経験 が原則2年以上		専門性をより向上させるための 高度な知識と技術を学ぶス テップアップ研修	H29. 1.24∼ 1.27	武蔵野	30名	6/6 (月)
3—3	中堅職員研修 コースⅢ 「性的被害の理解と支援」	心理職員·教員 など		H29. 2. 6∼ 2.10	きぬ川	12名程度	必着	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース		実習を通して具体的な支援の 方法を学ぶスキルアップ研修	① H28.11. 7~11.11 ② H28.12. 5~12. 9	武蔵野 きぬ川	8名程度 12名程度		
4—1	新任職員研修 ※前後期とも必修		新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 H28.5.30~6.1 OJT H28.6.2~12.13 後期 H28.12.14~12.16	武蔵野 各職場 武蔵野	30名		
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施 設での勤務経験 が原則2年未満	基本的な子どもの理解と支援 の方法を学ぶ基礎研修(講義 と寮舎実習を組み合わせた	① H28. 6.27~ 7. 1 ② H28. 7.11~ 7.15 ③ H28. 7.25~ 7.29	武蔵野	各回 8名 程度	4/18 (月)	
		の者	コース)	④ H28. 5.23∼ 5.27⑤ H28. 6.20∼ 6.24	きぬ川	各回 12名 程度	必着	
4—3	新任職員研修 長期実習コース		児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	① 8月上旬~8月下旬② 8月中旬~9月下旬 (期間は希望で調整)	武蔵野 きぬ川 (^{希望で調整)}	若干名		

<児童相談所職員等研修>

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域で の勤務経験が3 年以上で、一時 保護所において 指導的立場にあ る者	指導者として必要な知識や支 援技術を学ぶ研修	① H29. 2. 1~ 2. 3 ② H29. 2. 15~ 2.17	武蔵野	各回 30名	10/24 (月) 必着
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里 親対応担当職員 等	里親委託の推進や里親支援 等について学ぶ研修	H29. 1.11∼ 1.13	武蔵野	30名	10/24 (月) 必着
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での 勤務経験が5年 未満の者	児童自立支援施設で実践している支援について学ぶ研修(講義と寮舎実習を組み合わせた研修)	H28.10.25~10.28	武蔵野	8名程度	8/9 (火) 必着

<研修指導者養成研修>※1

1	Bコース 「子どもの発達とアセスメント」	都道府県知事		H28. 8.31∼ 9. 2			
12	Gコース 「子どもの性に関する問題への理解とその対応」	(指定都市又は 児童相談所設置 市にあっては市	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する 者を養成する研修	H28.11.16~11.18	.16~11.18 武蔵野		6/6 (月) 必着
3	Hコース 「子どもの育ちをつなぐ支援」	長)が推薦する 者		H28.11.30~12. 2			

^{※1:}研修指導者養成研修A~Hコースのうち、3コースを順次実施する

児童自立支援施設 学校教育実施(導入)状況

		T	1	I	
			 学校教育の形態	 学校教育の形態	
			(小学校)	(中学校)	備考
	4.7.4. 4	/_ / /_			
	自治体名	本体施設名	①分校	①分校	
			②分教室 ③本校	②分教室 ③本校	※実施予定時期等
			4未実施	4未実施	
	国立 (埼玉県)	国立武蔵野学院	_	②分教室	
	国立(栃木県)	国立きぬ川学院	-	②分教室	
	北海道北海道	北海道立向陽学院 北海道立大沼学園	①分校 ①分校	①分校 ①分校	
	北海道	北海道家庭学校	①分校 ①分校	①分校 ①分校	
2	青森県	子ども自立センターみらい	②分教室	②分教室	
	岩手県 宮城県	岩手県立杜陵学園 さわらび学園	②分教室 ②分教室	①分校 ②分教室	
5	秋田県	千秋学園	①分校	①分校 ①分校	
6	山形県	朝日学園	①分校	①分校	
	福島県 茨城県	福島学園	④未実施 ②公教室	④未実施 ②公教室	実施時期未定(関係機関と協議中)
9	<u>次班</u> 是 栃木県	茨城学園 那須学園	②分教室 ②分教室	②分教室 ①分校	
10	群馬県	ぐんま学園	①分校	①分校	
	埼玉県	埼玉学園	②分教室	①分校	
	千葉県 東京都	生実学校 東京都立萩山実務学校	②分教室 —	②分教室 ①分校	
	東京都	東京都立誠明学園	③本校	③本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	①分校	①分校	
	新潟県 富山県	新潟学園 県立富山学園	①分校 ①分校	①分校 ①分校	
17	石川県		①分校 ①分校	①分校 ①分校	
18	福井県	和敬学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
19	山梨県	甲陽学園	①分校 ②	①分校 ①	
	長野県 岐阜県	波田学院 わかあゆ学園	②分教室 ①分校	①分校 ①分校	
22	静岡県	三方原学園	①分校 ①分校	①分校 ①分校	
	愛知県	愛知学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
	三重県 滋賀県	三重県立国児学園 淡海学園	①分校 ②分教室	①分校 ②分教室	
	京都府	淇陽学校	4未実施	4未実施	平成27年4月
27	大阪府	修徳学院	③本校	③本校	
	大阪府 兵庫県	子どもライフサポートセンター(入所) 明石学園			
29	<u> </u>	精華学院	<u>②万钦主</u> ④未実施	<u>②</u>	実施時期未定(関係機関と協議中)
30	和歌山県	仙渓学園	②分教室	①分校	
	鳥取県	喜多原学園	②分教室 (1) (1) (2)	①分校 ①	
	島根県 岡山県	わかたけ学園 岡山県立成徳学校	①分校 ②分教室	①分校 ③本校	
34	広島県	広島学園	④未実施	④未実施	平成27年度
35	山口県	山口県立育成学校	②分教室	①分校 ①公技	
36	徳島県 香川県	徳島学院 斯道学園	②分教室 ②分教室	①分校 ②分教室	
38	愛媛県	えひめ学園	②分教室	①分校	
39	高知県	希望が丘学園	①分校	①分校	
40	福岡県 佐賀県	福岡学園 虹の松原学園	①分校 ①分校	①分校 ①分校	
42	<u>佐貝宗</u> 長崎県	開成学園	①分校 ①分校	① 分校 ① 分校	
43	熊本県	清水が丘学園	②分教室	①分校	
	大分県 宮崎県	<u>二豊学園</u> みやざき学園	②分教室 ③本校	①分校 ③本校	
	<u>呂呵宗</u> 鹿児島県	おりている 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大	②分教室	①分校 ①分校	
47	沖縄県	若夏学院	②分教室	①分校	
		横浜市向陽学園	①分校 ②去字按	①分校 ④ + = + + + + + + + + + + + + + + + + + 	中株は知上点/実帯は 1 1 4 2 4 4 4
	横浜市 名古屋市	横浜家庭学園 玉野川学園	<u>④未実施</u> ②分教室	④未実施②分教室	実施時期未定(運営法人と協議中)
	大阪市	阿武山学園	①分校 ①分校	①分校	
62	神戸市	若葉学園	②分教室	②分教室	
合計		58か所			

[※]厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年2月1日現在)

平成27年度 D V 防止等関連事業 都道府県別実施状況 (平成27年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

			O V 対策機I	能強化事	*		婦	人相談所	談所・婦人相談				1	婦。	婦人保護旅	設	
都道府県名	婦人保護 啓発活動 事業	休日夜	DV被害者保 護支援ネッ トワーク	DV相談担	外国人専	応機能		広域措置	心理療法担 当職員配置	夜間警	同伴児童の 対応等を行 う職員配置	婦人保護施設	退所者自 立生活援 助事業	心理療法担 当職員配置	夜間警	同伴児童の 対応等を行 う職員配置	
1 北海道			0	0		0			0	0	0	1 北海道					
2 青森県	0	0	0	0			0	0	0			2 岩手県			0		
3 岩手県	0	0	0	0		0		0			0	3 宮城県			0		
4 宮城県	0		0	0		0	0	0	0	0		4 秋田県					
5 秋田県	0	0	0	0			0	0	0	0	0	5 山形県					
6 山形県	0	0	0	0			0	0	0	0	0	6 福島県					
7 福島県		0	0	0		0	0	0		0		7 茨城県					
8 茨城県	0	0	0	0			0	0	0	0		8 栃木県			0		
9 栃木県	0	0	0	0		0	0	0	0	0		9 群馬県			0		
10 群馬県	0	0	0	0		0	0	0	0	0		10 埼玉県			0		
11 埼玉県		0	0	0		0	0		0	0	O(2名)	11 千葉県①					
12 千葉県	0	0	0	0		0	0		〇(3名)	0	〇(3名)	12 千葉県②		0			0
13 東京都	0	0	0	0		0	0	0	0	0	〇(2名)	13 東京都①	0	0	0	〇(2名)	
14 神奈川県			0	0			0	0	0	0		14 東京都②	0	〇(2名)	0	0	0
15 新潟県	0	0	0	0		0	0			0		15 東京都③	0	〇(2名)	0	〇(2名)	
16 富山県	0	0	0	0		0			〇(2名)	0		16 東京都④	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	0	0		0		0		0		17 東京都⑤			0	0	
18 福井県	0	0										18 神奈川県	0	0			
19 山梨県	0	0	0	0			0					19 新潟県			0		
20 長野県		0		0		0	0	0		0		20 石川県					
21 岐阜県	0	0	0	0		0	0	0	0		0	21 福井県					
22 静岡県		0	0	0		0			0	0	0	22 山梨県					
23 愛知県	0	0	0	0		0	0	0	0	0		23 長野県					
24 三重県	0		0	0		0	0	0	0	0	0	24 岐阜県			0		0
25 滋賀県	0	0	0	0		0	0	0	0	0		25 静岡県					
26 京都府	0	0	0	0		0	0	0				26 愛知県①			0		
27 大阪府	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	27 愛知県②			0		
28 兵庫県	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	28 三重県					
29 奈良県	0	0	0	0			0		0	0	0	29 滋賀県					
30 和歌山県	0	0	0	0		0			〇(2名)	0		30 京都府					
31 鳥取県	0		0	0	0	0	0	0	0		0	31 大阪府①	0	0	0	O(2名)	
32 島根県	0		0	0		0	0	0	0	0		32 大阪府②		0	0		
33 岡山県	0	0	0	0	0		0	0	0			33 兵庫県①	0				
34 広島県	0	0	0	0		0	0	0				34 兵庫県②					
35 山口県	0	0	0	0		0	0	0		0		35 和歌山県					
36 徳島県	0	0	0	0		0	0	0	0			36 広島県			0		
37 香川県	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	37 山口県	0				
38 愛媛県		0	0	0		0	0	0		0		38 徳島県					
39 高知県	0	0	0	0		0	0	0	0	0	igsquare	39 香川県	<u> </u>	0	0	0	
40 福岡県	0	0	0	0		0	0	0		0		40 愛媛県					
41 佐賀県	0							0				41 福岡県①	<u> </u>		0		
42 長崎県	0		0	0		0	0	0	0	0	igsquare	42 福岡県②	<u> </u>		0		
43 熊本県	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	43 佐賀県			0		
44 大分県	0	0	0			0		0	0	0	0	44 長崎県	<u> </u>				
45 宮崎県	0	0	0	0		0	0	0				45 大分県					
46 鹿児島県	0			0				0	0	0		46 宮崎県	<u> </u>		0		
47 沖縄県	0	0	0	0		0	0	0	0	0	〇(2名)	47 鹿児島県			0		
												48 沖縄県	<u> </u>		0	0	
合 計	40	38	43	44	3	36	37	36	33 (37名)	35	18 (23名)	合 計	8	9 (11名)	24	8 (11名)	4

⁽注)下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。

婦人相談員 相談・支援指針について

全国の市区に配置されている婦人相談員の業務を踏まえ、その専門性を確保する方 <u>化を図るために本指針を策定。</u>(平成26年度の厚労省研究事業の一環として、婦人相談員相 改めて明確にするとともに、切れ目のない<u>相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準</u> 談・支援指針策定ワーキングチーム名で、各都道府県に配布。24年度婦人保護事業の課題に関する検討会 策として、地域によって婦人相談員の対応が異なり、それによって相談・支援の内容や 質に格差が生じないように、婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスについて 議論の整理(報告書)、25年度 婦人相談所ガイドラインと同様の扱い。)

内容(項目)

はでめに

- 1.婦人相談員の役割と基本姿勢
- 1. 婦人保護事業の目的・理念と実施機関
- . 婦人相談員の役割
- 3. 基本姿勢
- 4. 組織的対応と関係機関との連携体制
- Π. 婦人相談員の業務内容
 - 1. 相談・支援の形態
- 2. 相談・支援の流れ
- 3. 安全管理
- 4. 記録と管理
- 田. 各種相談への対応と留意事項

1. 主訴別の相談

- ①DV被害·ストーカー被害者。 ②性暴力被害者
- ③売買春 ④住居喪失者 ⑤若年者 ⑥妊娠・出産 ⑦精神疾患や知的障害を抱え えた相談者 ⑧家庭不和/離婚 ⑨母子家庭
 - ⑩外国にルーツを持つ者⑪外国にルーツを持つ者⑰外国にルーツを持つ者⑰サウシュアル・マイノリティ
 - 傾同伴する子ども
- 2. 各種相談に共通する事項
- ①住まい ②健康・医療 ③就労 ④家計・借金等
- IN. 婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターとの連携

N. 姫修体制 おわりに

雇用均等•児童家庭局長通知 婦人保護長期入所施設運営要領(平成24年3月30日

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援する ことを 目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称 かにた婦人の村

入所対象者 Ø

- 婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とすること。 (1)知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療 を提供する必要のある者を除く。
- 2)身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

(1)入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。 なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2)入所委託協議書の作成

十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。 入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も

(3)入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入 所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

(1)婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を 作成する。

(2)入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すことと

(3)入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

退所等

(1)要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。 (2)施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

ဖ

定員 婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

経費(略